

年 金

## 第2分冊

# 確定給付企業年金

2023年2月改訂

公益社団法人

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験（専門科目）を受験する方のための教材です。

各項目について見識ある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を習得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表わすものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

2022年度 テキスト部会（年金）

## 第2分冊 確定給付企業年金

2.1	確定給付企業年金制度の概要	1
2.1.1	制度創設の経緯	1
2.1.2	確定給付企業年金制度の目的および性格	4
2.1.3	リスク分担型企業年金の導入	8
	確定拠出年金の限度額の見直しに伴う対応	8
2.2	確定給付企業年金の開始	10
2.2.1	制度の枠組み	10
2.2.2	制度設立時の手続きについて	12
2.2.3	規約の承認、基金の設立認可の申請について	15
2.2.4	規約の承認の基準について	17
2.2.5	企業年金基金の設立認可の基準について	18
2.2.6	企業年金基金の運営	19
2.2.6.1	代議員会	19
2.2.6.2	理事	20
2.2.6.3	監事	20
2.2.7	規約の変更について	22
2.2.8	給付の減額に係る規約変更について	26
2.3	確定給付企業年金の設計	31
2.3.1	加入者について	31
2.3.1.1	加入者の範囲	31
2.3.1.2	加入者とすることについての「一定の資格」について	31
2.3.1.2	資格取得時期	31
2.3.1.4	資格喪失時期	34
2.3.1.5	加入者期間	34
2.3.2	給付について	36
2.3.2.1	給付の種類	36
2.3.2.2	給付の裁定	36
2.3.2.3	受給資格要件	36
2.3.2.4	給付の額	37
2.3.2.5	年金給付の支給期間等	47
2.3.2.6	老齢給付金について	47

2.3.2.7	脱退一時金について	49
2.3.2.8	障害給付金について	51
2.3.2.9	遺族給付金について	52
2.3.3	掛金について	54
2.3.3.1	掛金の拠出	54
2.3.3.2	掛金の額の算定方法	55
2.3.3.3	掛金の額の基準	55
2.3.3.4	掛金の額の計算に関する基準	56
2.3.3.5	掛金の納付について	57
2.3.4	他制度掛金相当額の算定	58
2.4	確定給付企業年金制度の財政運営	61
2.4.1	財政運営の概要	61
2.4.2	基礎率および財政悪化リスク相当額	63
2.4.2.1	基礎率および財政悪化リスク相当額と財政方式	63
2.4.3	掛金の計算に関する基準	74
2.4.3.1	数理上掛金の計算	74
2.4.3.2	規約上掛金の計算	82
2.4.4	財政計算	83
2.4.4.1	財政計算を行うべき場合	83
2.4.4.2	財政計算結果の取扱い	84
2.4.5	財政検証（財政決算）	85
2.4.5.1	収益および費用の認識	85
2.4.5.2	負債の評価（伝統的な考え方）	85
2.4.5.3	負債の評価（新しい考え方）	89
2.4.5.4	最低保全給付	91
2.4.5.5	最低積立基準額	93
2.4.5.6	積立上限額	94
2.4.5.7	継続基準による財政検証	95
2.4.5.8	非継続基準による財政検証	96
2.4.5.9	積立上限額を超える場合の掛金の控除額	99
2.4.5.10	積立金の評価	100
2.4.6	簡易な基準	109
2.4.7	剰余金の処分等	111

2.4.8	年金経理から業務経理への繰入れ	112
2.5	確定給付企業年金間の移行等	113
2.5.1	規約型企業年金の統合および企業年金基金の合併	113
2.5.2	規約型企業年金および企業年金基金の分割	115
2.5.3	実施事業所の増減	117
2.5.4	権利義務の移転承継	119
2.5.5	規約型企業年金と企業年金基金間の移行	121
2.6	確定給付企業年金の終了	123
2.6.1	規約型企業年金の終了	123
2.6.2	企業年金基金の解散	124
2.6.2.1	掛金の一括拋出と残余財産の分配	124
2.7	他制度から確定給付企業年金への移行	127
2.7.1	厚生年金基金から確定給付企業年金への移行	127
2.7.1.1	代行部分の国への資産移換	127
2.7.1.2	規約型企業年金への移行	127
2.7.1.3	企業年金基金への移行	128
2.7.1.4	将来期間に係る代行の停止	128
2.7.2	確定拠出年金または独立行政法人勤労者退職金共済機構（中退共）から確定給付企業年金への移行	129
2.7.2.1	確定拠出年金又は中退共からの移行	129
2.7.2.2	確定拠出年金又は中退共からの資産の移換の基準	129
2.7.2.3	脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付	130
2.7.3	企業年金連合会から確定給付企業年金への移換	130
2.8	業務の委託	131
2.9	福祉事業	133
2.9.1	福祉事業の目的および財源	133
2.9.2	福祉事業の内容	134
2.9.3	実施の基準	135

(注意) 本分冊における厚生年金基金制度に関する記述は、特に平成 26 年 4 月 1 日以降であることを断らない限り、平成 26 年 4 月 1 日施行の「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法

等の一部を改正する法律」による改正前の内容となっている。

(法令等の原則的基準日：2022年3月末日)



## 2.1 確定給付企業年金制度の概要

### 2.1.1 制度創設の経緯

永く、我が国の企業年金制度は、その代表的な制度として昭和 37 年に創設された適格退職年金制度と昭和 41 年に施行された厚生年金基金制度の 2 つが存在していた。

適格退職年金制度は、その法的根拠を法人税法（施行令）に置き、一定の適格要件を満たしている場合に、制度への掛金が全額損金算入となるなどの税制優遇措置が与えられる企業年金制度であった。年金の支給形態を確定年金としている制度が多く、主に退職一時金の社外積立として広く普及した。

これに対して、厚生年金基金制度は、その法的根拠を厚生年金保険法に置き、国の行う厚生年金保険事業のうち老齢厚生年金（報酬比例部分）の一部を代行するとともに、企業が独自に上乘せ給付を行うことを目的としている。年金の支給は終身年金としなければならない、老後の所得保障としての役割を果たしてきた。

いずれの制度とも確定給付型の企業年金制度であるものの、その性格は異なる面を有している。私的年金の位置づけである適格退職年金制度に対し、公的年金の一部代行を伴う厚生年金基金制度は、受給権保護の観点からその設立に際しての要件や財政運営の基準はより厳しいものとなっている。財政運営については、継続基準に加え、非継続基準による財政検証が義務づけられており、基準に抵触するような積立不足が生じている場合は直ちに掛金の見直しや積立水準を回復するための措置を講じなければならないことが規定されているほか、受託者責任や解散時における支払保証制度などの規定・制度が整備されている。このため、一定の給付水準までは年金資産に対する特別法人税が課せられないなど適格退職年金制度よりも税制上の優遇措置が図られている。しかし、企業年金制度が安定した老後の所得を保障するという



年金本来の目的を果たすためには、厚生年金基金制度だけでなくすべての企業年金制度が受給権保護の仕組みの確立した制度となる必要がある。これらのことから、企業年金全体を包括する法律の制定の検討が行われることとなった。

平成 8 年に厚生年金基金連合会のもとで 21 世紀企業年金研究会が発足し、平成 8 年 11 月に提言された「企業年金の将来像」の中で、以下のように述べられている。

『加入資格要件や給付設計、財政運営などの最低限満たすべき基準、企業年金関係者の受託者責任、企業年金に関する必要な情報の開示と支払保証制度など、企業年金について必要最小限の公的関与を定めた統一的な企業年金法を早期に制定する必要がある。』

その後、平成 9 年 3 月の閣議決定の中で、「企業年金に関する包括的な基本法の制定を検討する。」とされ、平成 9 年度から政府による検討が本格的に着手された。途中、厚生年金保険法の改正等もあり、検討は一時中断の形をとったが、平成 12 年夏頃から議論が再開され、平成 13 年 6 月 15 日に「確定給付企業年金法」が国会で成立し、平成 14 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

#### 【制度発足までの主な経緯】

平成 9 年 3 月 「規制緩和推進重点会議」 (自由民主党行政改革推進 会議)	「厚年基金」、「適格年金」、「確定拠 出型年金」、「私的年金商品」の取扱いや 年金資産運用の際のルールの詳細化を含 め、例えば、「年金基本法」(例、米国の エリサ法)のような年金に関する包括的な 法手当てを検討する。
平成 9 年 3 月 「規制緩和推進計画の再改 定について」(閣議決定)	企業年金に関する包括的な基本法の制 定を検討する。

平成 10 年 3 月 平成 11 年 3 月 「規制緩和推進 3 か年計画」 (閣議決定)	平成 9 年 3 月の「規制緩和推進計画の再改定について」と同旨
平成 10 年 10 月 「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」 (年金審議会)	企業年金が安定的に機能し、高齢期の所得保障の一翼を担うに足る制度となるためには、厚生年金基金以外の制度も含めて、受給権の保護を中心とした共通の基準の設定を内容とする企業年金に関する包括的な基本法の制定が必要である。
平成 11 年 11 月 「経済新生対策」 (経済対策閣僚会議)	企業年金の統一的基準を定める企業年金法の制定の検討等、包括的な企業年金制度の整備を促進する。
平成 12 年 3 月 「規制緩和推進 3 か年計画 (再改定)」 (閣議決定)	企業年金の統一的基準を定める企業年金法の制定の検討等、包括的な企業年金制度の整備を促進する。(11 年検討・12 年結論)
平成 12 年 8 月～12 月 「企業年金の受給権保護を図る制度の創設について」 (厚生・大蔵・労働・通産・金融 5 省庁)	5 省庁による「企業年金基本法に関する関係省庁連絡会議」が検討してきた案を自民党年金制度調査会 (私的年金等小委員会) に報告。
平成 12 年 10 月 「日本新生のための新発展政策」 (閣議決定)	企業年金制度間の円滑な移行を含む統一的企業年金制度の実現のための法案を次期通常国会に提出する。
平成 12 年 12 月 「2001 年度税制改正大綱」 (自民・公明・保守党)	「新企業年金」について、現行の適格年金と同じ税制優遇措置を与えることが決定。
平成 13 年 6 月	第 151 回通常国会において、「確定給付企業年金法」 (法律第 50 号) が成立。

## 2.1.2 確定給付企業年金制度の目的および性格

確定給付企業年金制度の目的は、法第1条で次のように記されている。

この法律は、少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化にかんがみ、事業主が従業員と給付の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた給付を受けられることができるようにするため、確定給付企業年金について必要な事項を定め、国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

確定給付企業年金制度は、受給権保護の観点から積立水準、受託者責任、情報開示等統一的な基準を定めている。制度の主な特徴は以下のとおりである。

- ① 企業年金を実施しようとする企業は、労使の合意に基づき、制度の内容を規定した年金規約を作成し、厚生労働大臣の承認（基金型の場合は、基金の設立の認可）を受ける。また、複数企業により企業年金を実施することができる。（法第3条）
- ② 基金はその名称中に企業年金基金という文字を用いなければならない。また、基金でない者は企業年金基金という名称を用いてはならない。（法第10条）
- ③ 基金は意思決定機関である代議員会と執行機関である理事会を設け、それぞれの定数は偶数とし、その半数は事業主において選定した者から、他の半数は加入者において互選した者から構成される。（法第18条・第21条）
- ④ 制度の加入対象者は厚生年金保険の適用事業所の被保険者とするが、年金規約において一定の加入資格要件を定めることができる。（法第25条）
- ⑤ 老齢給付金は60歳以上70歳以下の規約で定める年齢に達したときに支

給される。ただし、退職を要件に 50 歳以上当該年齢未満の規約で定める年齢から支給を開始することができる。受給資格期間は加入者期間 20 年を超えてはならない。（法第 36 条）

- ⑥ 年金給付は支給開始から少なくとも 5 年以上にわたり、年 1 回以上定期的に支給されなければならない。（法第 33 条）
- ⑦ 脱退一時金は老齢給付金の支給要件を満たさない者に支給する。受給資格期間は加入者期間 3 年を超えてはならない。（法第 41 条）
- ⑧ 加入者等が障害に該当した場合または死亡した場合には、それぞれ障害給付金または遺族給付金を支給することができる。（法第 29 条）
- ⑨ 事業主は給付に要する費用に充てるため、掛金を年 1 回以上定期的に拠出しなければならない。また、規約に定める場合には本人の同意を前提として掛金の一部を加入者に負担させることができる。（法第 55 条）
- ⑩ 事業主等、企業年金の管理・運営に関わる者について加入者等に対する忠実義務、分散投資義務等の責任を規定するとともに、利益相反行為の禁止などの行為基準を明確化する。（法第 67 条～第 72 条）
- ⑪ 事業主等は加入者等に対し、年金規約の内容を周知しなければならない。事業主等は、掛金納付状況、資産運用状況、財務状況等について加入者への情報開示を行わなければならない。（法第 73 条）

確定給付企業年金制度の創設に伴い、適格退職年金制度は一定の経過期間（10 年間）の後に廃止されることとなった。新規契約の締結は認められなくなり、既存制度も経過期間内に他の企業年金制度に移行しなければならない。また、従来、厚生年金基金制度から他の年金制度への移行は認められなかったが、確定給付企業年金制度への移行（代行返上）が認められるなど、各年金制度間の移行が可能となった。（企業年金制度間の関係図参照）

財政運営においては、受給権保護のための仕組みが設けられている。事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金を積み立てな

なければならない。そのため毎決算時には、継続基準および非継続基準による財政検証が行われる。検証の結果、継続基準に抵触した場合には掛金の額の再計算が必要であり、非継続基準に抵触した場合には掛金の追加拠出をしなければならない。また、事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加する場合は、減少事業所は掛金を一括拠出することが義務づけられている。さらに、次回再計算までの間に積立不足が発生すると予想される場合には、その不足の予想額の現価を加算した掛金を拠出することができる。このように、積立金に不足が生じるような場合には即時あるいは一定期間内に不足を解消する仕組みとなっている。一方、積立金が積立上限額を上回った場合には、掛金を減額あるいは停止しなければならない。

財政再計算は少なくとも 5 年ごとに行わなければならないが、加入者の数が著しく変動した場合等においても財政再計算を行う必要がある。

なお、確定給付企業年金制度の創設に伴って厚生年金基金制度においても受給権の保護および給付設計の規定等について同様の改正が行われた。

## 【積立を確保するための仕組み】

○積立義務 年金給付が確実に行われるよう、積立を行わなければならない。

○長期計画の作成 企業の状況（従業員の採用・退職状況、給与の状況等）や資産運用の見通しなどを基に、少なくとも5年に一度、積立に関する長期計画を作成する。（財政再計算）

○企業年金の運営 掛金の拠出、年金資産の運用、年金の支払いなど

○毎年のチェック

作成した長期計画どおりに進んでいるか？	倒産などで、企業年金を今やめても、これまでの加入者期間に見合う年金はきちんと支払えるか？
---------------------	--

毎年度末の決算でチェック

○結果

不足が生じている	順調に進んでいる
----------	----------

○対策

一定期間内に、掛金の引上げ等により不足を解消する。

### 2.1.3 リスク分担型企業年金の導入

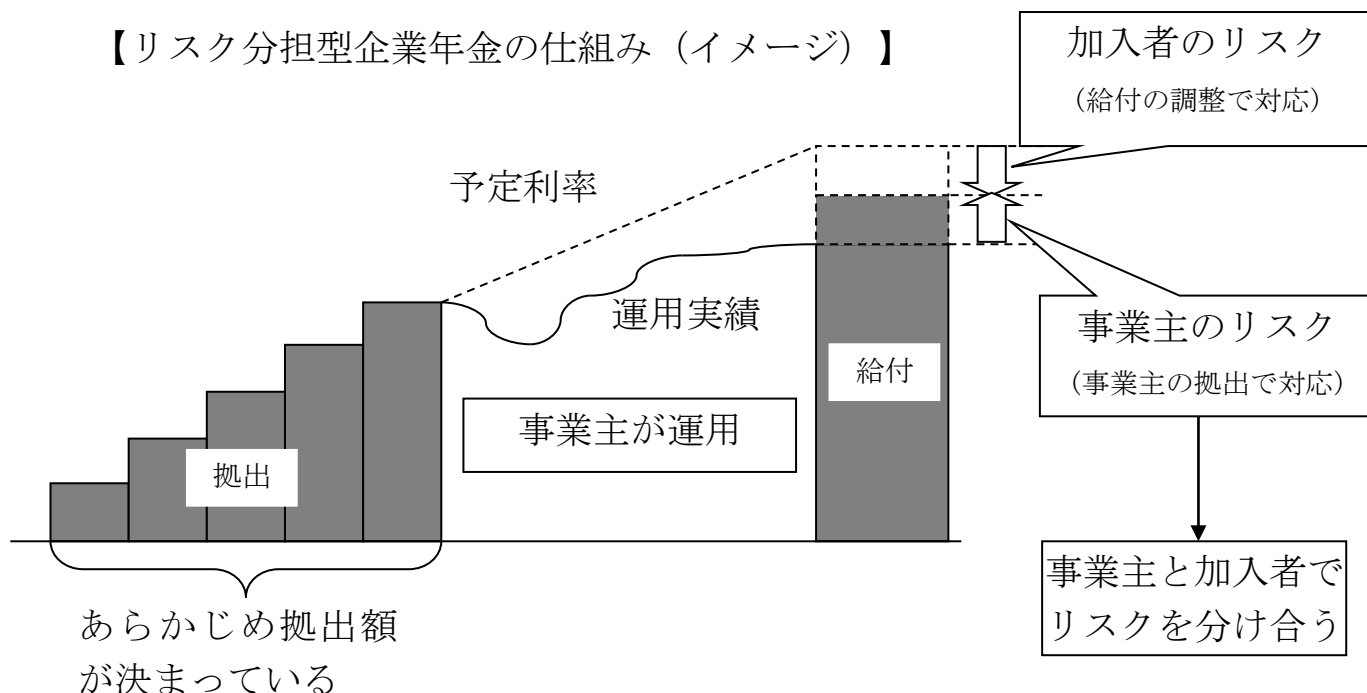
リスク分担型企業年金は、平成 28 年度税制改正大綱でその概要が示された後、平成 28 年 12 月に関連する政省令の改正が整備され、平成 29 年 1 月 1 日から施行されることとなった。

従前の確定給付型の年金においてはリスクを事業主が負い、確定拠出型の年金においては加入者がリスクを負う仕組みとなっており、両者の中間的な制度が必要であるとの要望を踏まえ、リスクを事業主側と加入者側で分け合う「リスク分担型」の企業年金制度が導入された。

リスク分担型企業年金は、事業主がリスクへの対応分も含む固定の掛金を拠出することにより、一定のリスクを負い、財政バランスが崩れた場合には、給付の調整を行うことで加入者も一定のリスクを負うことで、リスクを事業主側と加入者側で分担する制度となっている。

また、リスク分担型企業年金では、運用の結果が加入者等の給付に反映される可能性があることから、運用の基本方針の作成等に当っては加入者の意見を聴くこととし、その意見を十分に考慮することが求められている。

#### 【リスク分担型企業年金の仕組み（イメージ）】



#### 2.1.4 確定拠出年金の限度額の見直しに伴う対応

令和6年12月1日より、企業型確定拠出年金・個人型確定拠出年金の拠出限度額の算定にあたり、全ての確定給付企業年金制度等（確定給付企業年金制度、私立学校教職員共済制度、石炭鉱業年金基金、厚生年金基金）の他制度の掛金相当額を一律評価している現状を改め、加入者がそれぞれ加入している確定給付企業年金制度等の他制度ごとの掛金相当額の実態を反映して拠出限度額を算定するよう改正された。具体的には、企業型DCの拠出限度額を、月額5.5万円から、他制度掛金相当額を控除した額と定め、公平を図ることになった。

確定給付企業年金制度の加入者に係る他制度掛金相当額は、標準掛金と同様の手法により、財政方式ごとの算定式に基づき、毎月定額の掛金相当額として算定する。



## 2.2 確定給付企業年金の開始

### 2.2.1 制度の枠組み

確定給付企業年金法では、規約型および基金型の2つの形態のいずれかにより企業年金を開始することになる。

#### ① 規約型企業年金

労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資産を管理・運用し、年金給付を行う企業年金である。（図1）

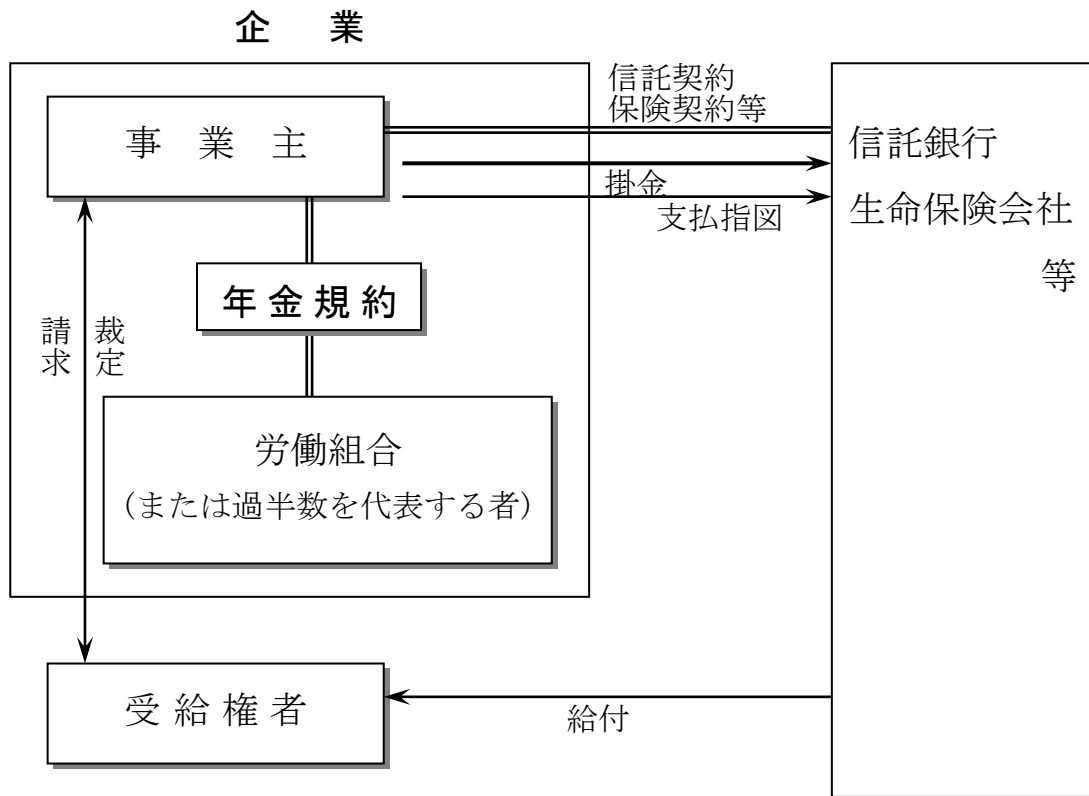
#### ② 基金型企業年金

母体企業とは別の法人格を持った基金を設立した上で、基金において年金資産を管理・運用し、年金給付を行う企業年金である。（図2）

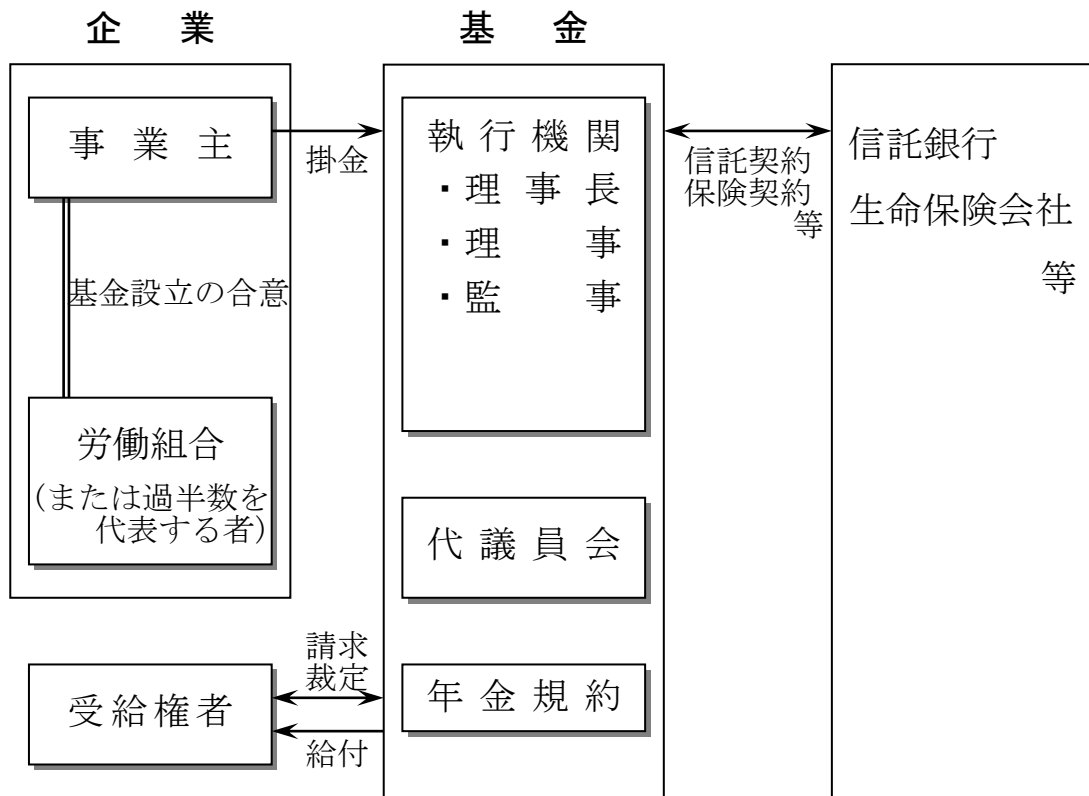
規約型と基金型の相違点は主に次のとおりであり、それ以外の適用範囲、給付設計、掛金、積立基準などについては同じ仕組みとなっている。

- ・ 制度の枠組み（基金型の場合、基金という法人を設立）
- ・ 制度設立時の手続き
- ・ 制度設立時の人数要件（規約型の場合、人数要件はない）
- ・ 資産運用方法（規約型の場合、自ら資産運用を行うことは不可）

【図1 規約型企業年金】・・・年金規約を厚生労働大臣が承認



【図2 基金型企業年金】・・・基金設立を厚生労働大臣が認可



## 2.2.2 制度設立時の手続きについて

厚生年金適用事業所<sup>(注1)</sup>の事業主が、確定給付企業年金を実施しようとする場合は、以下の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約を作成し、以下のいずれかの手続きを執らなければならない。

### 【同意】

- ・ 確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者<sup>(注2)</sup>の過半数で組織する労働組合があるときは、この労働組合の同意。
- ・ 上記のように厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意。

### 【手続き】

- ・ 規約型企業年金の場合には、確定給付企業年金に係る規約について厚生労働大臣の承認を受けること。
- ・ 基金型企業年金の場合には、企業年金基金の設立について厚生労働大臣の認可を受けること。

(注1) 厚生年金適用事業所とは、厚生年金保険法第6条第1項の適用事業所、および同条第3項の認可を受けた適用事業所をいう。

(注2) 厚生年金保険の被保険者とは、以下の者をいう。

- ・ 第1号厚生年金被保険者（民間企業の会社員など）
- ・ 第4号厚生年金被保険者（私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者）

なお、複数の厚生年金適用事業所が共同で確定給付企業年金を実施しようとする場合には、それぞれの厚生年金適用事業所において、上記の同意を得る必要がある。

また、厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得る場合において、過半数を代表する者は、労働基準法に規定する監督または管理の地

位にある者であってはならず、過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者である必要がある。

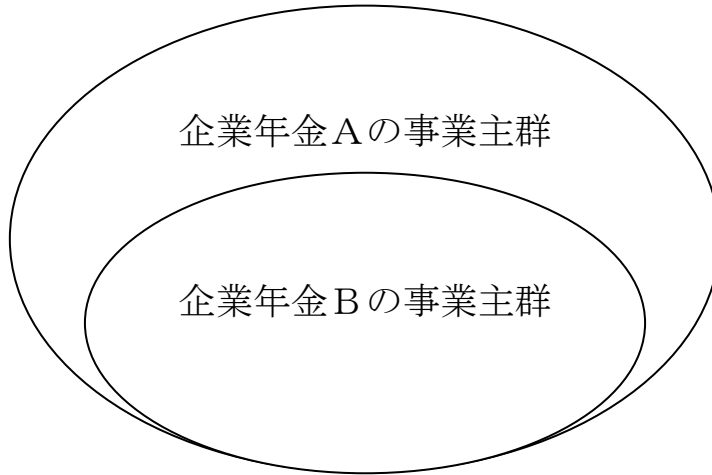
確定給付企業年金は、原則、一つの厚生年金適用事業所において一つに限り実施することができる。ただし、次のような場合には、例外的に二つ以上の確定給付企業年金を実施することが認められている。

- ・ 複数の厚生年金適用事業所が共同で実施する確定給付企業年金に加入する一方で、企業独自に実施する確定給付企業年金に加入する等、企業年金を実施する事業主の範囲が異なる場合  
(次頁の図①の場合)
- ・ それぞれの確定給付企業年金の加入者について適用される労働協約、就業規則、その他これらに準ずるものが異なる場合  
(次頁の図②の場合)
- ・ 合併した場合であって、当該合併の日から起算して、原則として、1年を経過していない場合
- ・ リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金とをそれぞれ実施する場合
- ・ 厚生年金基金から権利義務を承継した規約型企業年金または基金型企業年金であって、当該権利義務を承継した日から起算して5年を経過していない場合

また、既に厚生年金基金がある場合には、厚生年金基金の設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は、一つの確定給付企業年金に限り加入者となることができる。

【2つの確定給付企業年金を実施できる場合】

① 事業主群が異なる場合

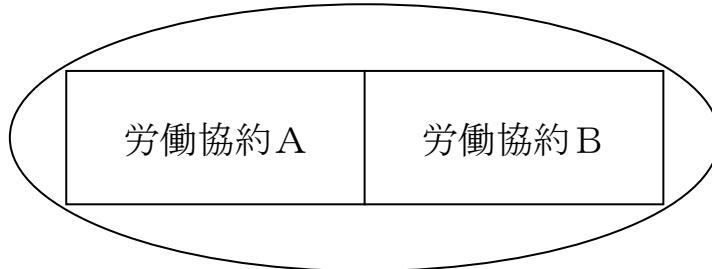


(例)

A：グループ企業で実施の年金

B：自社独自の年金

② 労働協約等が異なる場合



(例)

1つの事業所内で職種等の違いから、労働協約等に相違がある場合など

### 2.2.3 規約の承認、基金の設立認可の申請について

確定給付企業年金に係る規約の承認申請、または企業年金基金の設立認可申請を行う場合には、以下に列挙する書類を厚生労働大臣に提出することになる。

また、規約に記載しなければならない事項は、以下に列挙したとおりである。

#### 【申請書に添付する書類】

規約型企業年金の場合	基金型企業年金の場合
承認を受けようとする規約	企業年金基金の規約
—	加入者となる者の数を示した書類
労働組合等の同意を得たことを証する書類	同左
給付の設計の基礎を示した書類 および掛金の計算の基礎を示した書類	同左
資産管理運用契約に関する書類	基金資産運用契約に関する書類
労働協約等がある場合は労働協約等	同左
加入者範囲について一定の資格を定める場合には、厚生年金基金規約その他実施されている企業年金制度等が適用される者の範囲についての書類	同左
その他、承認に当たって必要な書類	同左

#### 【規約に定める事項】

規約型企業年金	基金型企業年金
確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施	企業年金基金の名称 事務所の所在地

事業所」という。)の事業主の名称および住所	代議員および代議員会に関する事項 役員に関する事項
実施事業所の名称および所在地	同左
資産管理運用機関、投資一任契約を締結した場合は金融商品取引業者（投資助言・代理業または投資運用業を行う者に限る）の名称および所在地	
加入者範囲について一定の資格を定める場合には、この資格に関する事項	同左
給付の種類、支給要件、給付額の算定方法、給付の方法に関する事項	同左
掛金の拠出に関する事項	同左
事業年度その他財務に関する事項	同左
終了および清算に関する事項	解散および清算に関する事項
資産管理運用契約に関する事項	基金資産運用契約に関する事項
業務委託する場合の委託契約に関する事項	同左
給付の支給に関する権利義務を移転・承継する場合には、権利義務の移転・承継に関する事項	同左
確定給付企業年金の実施に要する事務費の負担に関する事項	同左
	企業年金基金の加入者等の福利および厚生に関する事業を行う場合、事業に関する事項
	企業年金基金の職員に関する事項
	公告に関する事項

## 2.2.4 規約の承認の基準について

厚生労働大臣は、規約の承認の申請があった場合、以下の基準を満たしていると認めるときに承認することになる。

- ① 規約に必要な事項が定められていること。
- ② 加入者範囲に一定の資格を定めた場合にあっては、その他の企業年金制度等が適用される者の範囲に照らし、この資格が特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

また、一定の資格を定めた場合には、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものでないこと。

- ③ 老齢給付金および脱退一時金の支給を行うために必要な事項が定められていること。
- ④ 規約の内容が、法律およびその他関係法令に違反するものでないこと。

厚生労働大臣は、以上の基準を満たしている場合には、規約を承認して速やかに申請をした事業主に承認した旨通知しなければならないとされている。

また、厚生労働大臣から通知を受けた事業主は、遅滞なく、承認を受けた規約を、確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）に使用される厚生年金保険の被保険者に周知しなければならない。



## 2.2.5 企業年金基金の設立認可の基準について

企業年金基金は、実施事業所の事業主およびその実施事業所に使用される加入者の資格を取得した者をもって組織されるものであり、法人として設立される。

この基金設立について、厚生労働大臣から認可を受けるためには、規約の承認の場合と同様、前頁の①から④までの基準を満たす必要がある他、別途、以下の人数に関する要件を満たしていることが必要である。

- ⑤ 申請に係る事業所において、常時 300 人以上の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者を使用していること、または使用すると見込まれること。
- ⑥ 厚生年金適用事業所の事業主が共同して企業年金基金を設立しようとする場合にあっては、申請に係る事業所において、合算して、常時 300 人以上の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者を使用していること、または使用すると見込まれること。

規約の承認の場合と同様、以上の基準を満たしている場合には、厚生労働大臣は企業年金基金設立の認可をし、速やかに申請をした事業主に認可した旨通知することとされている。

また、厚生労働大臣から通知を受けた事業主は、遅滞なく、企業年金基金の規約を、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知しなければならない。

企業年金基金は、設立の認可を受けた時に成立し、企業年金基金の運営業務を実施する理事および監事である役員を定め、代議員会を置くなど、厚生年金基金と同様の運営を行っていくことになる。

## 2.2.6 企業年金基金の運営

企業年金基金は、重要事項を審議決定する機関である代議員会、運営を行う機関である理事会、業務を監査する機関である監事によって事業運営が行われている。

### 2.2.6.1 代議員会

代議員会は、企業年金基金の運営上の重要事項を決定する議決機関たる性格を有し、企業年金基金運営の中核を占めるものである。

#### (1) 代議員会の構成

代議員会を構成する代議員の定数は偶数とし、その半数を実施事業所の事業主が、実施事業所の事業主、その代理人、および実施事業所に使用される者のうちから選定し（選定代議員）、残りの半数は加入者が互選（互選代議員）する。

#### (2) 代議員の任期

代議員の任期は 3 年を超えない範囲内で規約で定める期間と規定されている。

#### (3) 代議員会の招集

企業年金基金の代議員会には、規約の定めにより招集される通常代議員会と臨時代議員会がある。

通常代議員会は、毎事業年度 2 回開催し、毎事業年度の予算と事業計画、毎事業年度の決算と事業報告を決議する。

臨時代議員会は、必要に応じて理事長が招集するが、このほか定数の 3 分の 1 以上の代議員が、会議に付すべき事項および招集の理由を記載した書面を理事長に提出してその招集を請求したときは、理事長は 20 日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

#### (4) 代議員会の議事

代議員会における議決は、次の区分によって行われる。

- ① 規約変更のうち、厚生労働大臣の認可を必要とする重要な事項については、代議員の定数の3分の2以上の多数で議決する。
- ② 企業年金基金の合併、分割、解散については、代議員の定数の4分の3以上の多数で議決する。
- ③ その他の一般の議事については、出席した代議員の過半数で議決し、可否同数の時は理事長が議決する。

#### (5) リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない制度の併用

リスク分担型企業年金とリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金を併用する場合、代議員会の下にリスク分担型企業年金の意思決定に係る委員会を設け、当該委員会で方針決定したリスク分担型企業年金に関する意思決定を尊重したうえで代議員会における議決等を行う旨を規約で定めなければならない。

この場合において、リスク分担型企業年金の意思決定に係る委員会は、リスク分担型企業年金の給付を受ける加入者の意向を反映できるように構成されるものでなければならない。

### 2.2.6.2 理事

企業年金基金には、執行機関たる役員として理事を置くこととされている。理事の定数は偶数とし、その半数は、実施事業所の事業主が選定した代議員の中から、他の半数は加入者が互選した代議員の中から互選する。

理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事の中から理事が選挙する。

### 2.2.6.3 監事

企業年金基金には、内部監査機関たる役員として監事を置くこととなっている。事業主が選定した代議員および加入者が互選した代議員の中から、それぞれ1人ずつ代議員会において選挙される。

## 2.2.7 規約の変更について

### (1) 規約型企業年金

規約型企業年金において、事業主が規約の変更を行う場合には、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意を、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得た上で、厚生労働大臣へ規約変更の承認の申請を行い、承認を得る必要がある。

実施事業所が二つ以上ある場合の同意については、各実施事業所で同意を得る必要があり、また変更後の規約については、前述の 2.2.4 の規約の承認基準を満たしている必要がある。

一方、実施事業所や事業主の名称および所在地の変更など軽微な規約変更については、厚生労働大臣の承認を受ける必要はなく、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出ればよい。

また、資産管理運用契約に関する事項などは、届出の必要のない事項となっている。

しかし、届出のみの場合あるいは届出の必要のない場合であっても、特に軽微な規約変更を除き、労働組合または厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得る必要があり、規約変更について厚生年金保険の被保険者に周知する必要がある。

加入者の資格を変更する場合や、給付の額を減額する場合には厚生労働大臣の承認が必要となる。

### (2) 基金型企業年金

基金型企業年金において規約を変更する場合には、代議員の定数の 3 分の 2 以上の多数で議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない、この認可を受けなければ規約変更の効力は生じないことになる。

規約の承認の場合と同様、規約変更の認可を厚生労働大臣から受けた基金は、遅滞なく、基金の規約を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知する必要がある。

一方、実施事業所の名称および所在地の変更、代議員および代議員会に関する事項などの軽微な規約変更については、認可を得る必要はなく、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出れば良い。

また、基金資産運用契約に関する事項などは、届出の必要のない事項となっている。

**【厚生労働大臣の認可を受ける必要のない軽微な規約変更】**

	規約型企业年金	基金型企业年金
①	実施事業所の事業主の名称および住所の変更	企業年金基金の事務所の所在地の変更
②		代議員および代議員会に関する事項の変更
③		役員に関する事項の変更
④	実施事業所の名称および所在地の変更	同左
⑤	資産管理運用機関、投資一任契約を締結した場合は金融商品取引業者（投資助言・代理業または投資運用業を行う者に限る）の名称および住所の変更	
⑥	給付の種類、受給の要件および額の算定方法並びに給付の方法に関する事項の変更（労働協約等の変更により加入者の資格の喪失の時期が変更になる場合その他の給付の設計の軽微な変更（給付の額の減額に係る場合を除く）に限り、⑧に掲げる事項を除く。）	同左
⑦	掛金の拠出に関する事項の変	同左

	更（掛金の拠出に関する事項以外の事項に関する変更に伴って掛金の拠出に関する事項の変更をする場合および⑨に関する事項の変更の場合、並びにリスク分担型企業年金掛金額およびリスク対応掛金額を変更する場合を除く）	
⑧	リスク分担型企業年金の調整率	同左
⑨	毎事業年度の特別掛金の額に関する事項のうち弾力償却または定率償却による毎事業年度の掛金の額に関する事項の変更	同左
⑩	資産管理運用契約に関する事項の変更	基金資産運用契約に関する事項の変更
⑪	一部の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転に関する事項の変更	同左
⑫	一部の加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継に関する事項の変更	同左
⑬	脱退一時金相当額または積立金の移受換に関する規約の変更	同左
⑭	業務委託する場合の委託契約に関する事項の変更	同左
⑮	確定給付企業年金の実施に要する事務費の負担に関する事項の変更	同左
⑯		企業年金基金の職員に関する事項の変更
⑰		公告に関する事項の変更
⑱	事業年度その他財務に関する事項	同左

⑱	確定給付企業年金の移転承継に関する企業年金の名称の変更	同左
㉓	条項の移動等の内容の実質的な変更を伴わない事項の変更	同左
㉔	法令の改正に伴う変更に係る事項の変更（給付の実質的な変更を伴うものを除く）	同左

①②③④⑥⑦⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑳の変更（⑭については、加入者等に関する情報の管理の委託に係る契約に関する事項に限る。）については届出が必要であり、その他の変更については届出の必要はない（ただし①④については市町村合併等に伴う場合は届出不要）。

2024年12月以降、⑥のうち、規約変更前の期間に係る給付の額を増額する場合（当該増額に係る実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合（当該給付の額が増額されることとなる加入者等が企業型年加入者である場合をいう。）に限る。）には、承認または認可が必要となる。



## 2.2.8 給付の減額に係る規約変更について

給付の額を減額するような規約変更をむやみに実施することは認められないが、加入者等の給付の額を減額する内容の規約変更を実施しなければ、確定給付企業年金の事業の継続が困難となること等、以下に掲げるような理由がある場合に限り、給付の額を減額することが認められている。

### (1) 給付減額の理由

給付減額の理由は次の通りであるが、受給権者等の給付額を減額する場合には、②、⑤、⑥の理由であること。

① 実施事業所において労働協約等の変更が行われ、その変更に基づき給付設計を見直す必要があること（労働協約等において、確定給付企業年金の給付を行うことが労働条件の一部となっており、当該労働条件の変更によりその給付水準を引き下げる必要がある場合を含む。）。なお、当該給付設計の見直しには、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（リスク分担型企業年金開始変更）およびリスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること（リスク分担型企業年金終了変更、企業年金の統合・合併、分割、実施事業所の増加・減少、権利義務の移転・承継等）が含まれている。

② 実施事業所の経営状況の悪化または掛金の額の大幅な上昇により、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額すること（リスク分担型企業年金開始変更またはリスク分担型企業年金終了変更を行った結果、給付の額が減額されることとなる場合を含む）がやむを得ないこと。

ただし、直近の給付改善の変更時から、原則、5年が経過していることを要する。なお、次のいずれかに該当する場合にはやむを得ない場合に該当するものとして取り扱うこと。

ア 過去 5 年間程度のうち過半数の期において、実施事業所の事業主（以下この②において「事業主」という。）の当期純利益がマイナスまたはその見込みであること。

イ 給付の額を減額しない場合に掛金が増加する額が事業主の当期純利益の過去5年間程度の平均の概ね1割以上となっていること

ウ 複数の事業主で確定給付企業年金を実施している場合については、アに該当する事業主が全事業主の概ね 5 割以上またはイに該当する事業主が全事業主の概ね 2 割以上となっていること。ただし、一部の事業主が連結決算を行っている場合は、当該事業主を一の事業主として、当該事業主の掛金の増加する額の合計および連結決算における当期純利益を用いることができること。

- ③ 規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合する場合、企業年金基金が合併する場合、給付の支給に関する権利義務を承継する場合であって、給付設計を変更しなければ給付水準に大幅な格差が生じるため、給付の額を減額して、当該格差を是正する必要があること。
- ④ 給付の額を減額しあるいは給付に充てるべき積立金の一部を確定拠出年金法の企業型年金に移換すること。
- ⑤ リスク分担型企業年金開始変更する規約の変更である場合において、変更後のリスク分担型企業年金で、積立金の額にリスク分担企業年金の掛金収入現価相当額を加えた額が調整前給付の給付現価相当額に財政悪化リスク相当額を加えた額を上回る場合または上回ることとなる蓋然性が高いこと。
- ⑥ リスク分担型企業年金終了変更する規約の変更である場合において、変更前のリスク分担型企業年金で、積立金の額にリスク分担企業年金の掛金収入現価相当額を加えた額が調整前給付の給付現価相当額を下回る場合または下回ることとなる蓋然性が高いこと。

## (2) 給付減額の手続き

給付の額を減額する場合の手続きは以下の通りである。ただし、給付減額の理由が上記⑤、⑥の理由による場合は、ア①、②およびイ①の手続きは不要である。

ア. 規約の変更について次の同意を得る必要がある。

- ① 加入者（給付減額に係る受給権者を除く）の3分の1以上で組織する労働組合があるときは、この労働組合の同意
- ② 加入者の3分の2以上の同意（ただし、加入者の3分の2以上で組織する労働組合があるときは、この労働組合の同意をもって代えることができる）

イ. 受給権者等の給付の額を減額する場合にあっては、次に掲げる手続きを得ること。

- ① 給付減額について、受給権者等の3分の2以上の同意を得ること。
- ② 受給権者等のうち希望する者に対し、給付減額する前の最低積立基準額を一時金として支給すること、もしくはその他の当該最低積立基準額（給付現価相当額または選択一時金の額その他合理的に算定した一時金の額と読み替えて適用する選択肢の追加は可）が確保される措置を講じていること（受給権者等の全部が給付の額の減額に係る規約の変更に同意する場合を除く）。

なお、上記の理由により給付の額を減額する際には、給付設計の変更日における加入者に対して、受給権を保全するための適切な経過措置を講じておく必要がある。

ただし、経過措置を講じることが困難な場合には、経過措置がないことを十分に加入者に説明した上で、給付の額を減額することになる。

また、給付設計の変更日における受給権者等の給付の額については、原則、引下げの対象とすべきではなく、仮に引下げの場合でも、確定給付企

業年金を存続するために真にやむを得ない場合に限り行うものであることに留意する必要がある。

受給権者等の給付額を引下げる場合には、次の措置を講じる必要がある。

- ① 事業主、加入者、受給権者等の三者による協議の場を設けるなど、受給権者等の意向を十分に反映させる措置を講じること。
- ② 全受給権者等に対し、事前に、給付設計の変更に関する十分な説明と意向確認を行っていること。

### (3) 給付減額かどうかの判定基準

給付の額を減額するための理由、手続きは上述のとおりであるが、給付減額に該当するかどうかの判定基準は、次のように定められており、いずれか一つでも該当する場合は、給付減額に該当する取り扱いとなる。

#### ① 次のア～ウに該当する場合

ア. 給付設計の変更前後の総給付現価が減少する場合

イ. 一部の加入者または受給権者等について、当該者に係る給付現価が給付設計の変更によって減少する場合

ウ. 各加入者または各受給権者等の最低積立基準額が減少する場合  
(ただし、加入者(受給権者を除く)の給付設計の変更の際し、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、アおよびイのいずれにも該当しないときは、給付減額として取り扱わない)

② リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更またはリスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金への変更をする場合(①に該当する場合を除く)

③ リスク分担型企業年金における制度変更であって、全部または一部の

加入者または受給権者等について、積立金の額とリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価に相当する額を合算した額から財政悪化リスク相当額の2分の1の額を控除した額が減少する場合（①に該当する場合を除く）

なお、加入者および受給権者等について、新たな給付を、従来の給付との間で選択することができるものとして追加する規約変更であって、かつ、当該規約変更が上記①から③のいずれにも該当しない場合は、給付の額の減額として取り扱わないものとする。

## 2.3 確定給付企業年金の設計

### 2.3.1 加入者について

#### 2.3.1.1 加入者の範囲

確定給付企業年金は公的年金を補完し、企業の従業員の老後の所得を充実させる重要な役割を持つ制度であることから、制度の実施にあたっては、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の全員を加入者とするのが原則である。

ただし、実施事業所における就業規則等の実情に応じて、規約で「一定の資格」を定めたときは、資格を有しない者を加入者から除外することができる。

この場合の「一定の資格」については、実施事業所で実施されている他の企業年金制度等に適用される者の範囲と照らしあわせて、特定の者が不当に差別されるようなものであってはならない。なお、当該資格を定めるに当たっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（平成 30 年厚生労働省告示第 430 号）の「基本的な考え方」を踏まえる必要がある。

#### 2.3.1.2 加入者とすることについての「一定の資格」について

規約で「一定の資格」として定めることができる資格とは、次の①から④に掲げる資格であり、これら以外のものを「一定の資格」として定めることは、基本的には、特定の者について不当に差別的な取扱いとなることに留意する必要がある。

##### ① 一定の職種

一定の職種に属する従業員のみ加入者とする。この場合の職種と

は、研究職、営業職、事務職などの労働協約または就業規則その他これに準ずるもの（以下「労働協約等」という。）に規定されている職種を指す。

また、これらの職種に属する従業員に係る給与および退職金等の労働条件が他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されている必要がある。

#### ② 一定の勤続期間、一定の年齢

従業員が労働協約等に定める見習期間中、試用期間中または労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない期間中であるなど、加入者としないうことに合理的な理由がある場合には、一定の勤続期間以上または一定の年齢以上若しくは一定の年齢以下の従業員のみを加入者とする事。

この場合、一定の勤続期間以上の従業員のみを加入者とする場合にあっては 5 年以上の勤続期間を有する従業員について、一定の年齢以上の従業員のみを加入者とする場合にあっては 30 歳以上の従業員について、一定の年齢未満の従業員のみを加入者とする場合にあっては 50 歳未満の従業員については、少なくとも加入者としなければならない。

#### ③ 希望する者

従業員のうち、加入者となることを希望した者のみを加入者とする事。

この場合にあっては、加入者がその資格を喪失することを任意に選択できるものではなく、かつ、将来にわたって安定的な加入者数が確保されるように制度設計上配慮されていることが必要である。

#### ④ 休職等期間中ではない者

休職等（労働協約等に規定される育児休業、介護休業を含む）期間の全部または一部が労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれて

いないなど加入者としないことに合理的な理由がある場合には、休職等期間の全部または一部に該当する従業員以外の従業員のみを加入者とする事。

以上のように、加入者とする事について一定の資格を定めることができるが、その場合は、基本的には以下の事に留意する必要がある。

(a) 上記の資格①、②を設ける場合は、加入者とならない従業員については、他の確定給付企業年金、厚生年金基金（加算型の場合は加算部分）、確定拠出年金（企業型）または退職手当制度（退職手当前払制度も含む）が適用されていることが必要である。ただし、②のうち、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない期間中であることなどを理由に加入者としない場合は除く。

(b) 上記の資格③を設ける場合は、加入者とならない従業員について、確定拠出年金（企業型）または退職手当制度が適用されている必要がある。

(c) 更に(a)および(b)で適用される制度において、確定給付企業年金の給付に代わる相当な措置が講じられており、加入者とならない従業員について不当に差別的な取扱いを行うことにならないようにする必要がある。

なお、労働協約等における給与および退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合にあっては、加入者の資格を区分（グループ区分）することができる。

### 2.3.1.3 資格取得時期

加入者は、次のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。

- ① 実施事業所に使用されるに至ったとき。
- ② 使用される事業所または船舶が、実施事業所となったとき。



- ③ 実施事業所に使用される者が、厚生年金保険の被保険者となったとき。
- ④ 実施事業所に使用される者が、規約により定められている資格を取得したとき。

#### 2.3.1.4 資格喪失時期

加入者は、次のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を喪失する。

- ① 死亡したとき。
- ② 実施事業所に使用されなくなったとき。
- ③ 使用される事業所または船舶が実施事業所でなくなったとき。
- ④ 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。
- ⑤ 規約により定められている資格を喪失したとき。

#### 2.3.1.5 加入者期間

加入者である期間を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した月から加入者の資格を喪失した月の前月までを加入者期間として計算する。ただし、規約で別段の定めをすれば、例えば、年、週、日により加入者期間を計算することもできる。

加入者の資格を喪失した後、再びもとの確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者については、この確定給付企業年金における前後の加入者期間を合算することができる。ただし、再加入者となる前に、例えば資格を喪失した時に脱退一時金を全部取得した場合や、年金受給を全部受けた場合などは、当然に再加入前の期間を通算することはできない。なお、再加入者の加入者期間を合算する場合には、規約にその旨定めておくことが必要である。

また、次の①から③に掲げる期間であれば、規約で定めるところにより、確定給付企業年金の加入者となる前の期間についても加入者期間として計算することができる。

- ① 確定給付企業年金の実施前の期間のうち、確定給付企業年金が実施されていたならば加入者であったと認められる期間その他これに準ずる期間
- ② 確定給付企業年金の加入者の資格を取得する前に実施事業所に使用されていた期間（待期期間）の全部または一部
- ③ 他の厚生年金適用事業所に使用されていた期間の全部または一部（この場合は、規約に、当該他の厚生年金適用事業所の名称、所在地、加入者期間に算入する期間を定める必要がある）

## 2.3.2 給付について

### 2.3.2.1 給付の種類

事業主または基金（事業主等）は、老齢給付金および脱退一時金の給付を行わなければならない。規約にこれらの給付を行うために必要な事項を定めなければならない。

さらに、規約で定めれば、事業主等は、障害給付金や遺族給付金の給付も行うことができる。

### 2.3.2.2 給付の裁定

給付を受ける権利（受給権）は、その権利を有する者（受給権者）の請求に基づいて、規約型企業年金の場合は事業主が、基金型企業年金の場合は企業年金基金がそれぞれ裁定する。

規約型企業年金において事業主が裁定をしたときは、遅滞なく、その内容を資産管理運用機関に通知しなければならない。

資産管理運用機関または企業年金基金は、裁定された内容に基づき、裁定請求した者に給付の支給を行うことになる。

### 2.3.2.3 受給資格要件

給付を受けるための要件は、規約で定めるところによるが、確定給付企業年金法、同施行令、同施行規則等の規定に違反するものであってはならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。それぞれの給付の受給資格要件等の詳細については後述する。

## 2.3.2.4 給付の額

### (1) 給付の額の基準

給付の額は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより算定するものであるが、加入者期間または当該加入者期間における給与の額その他これに類するものに照らし、適正かつ合理的なものとして政令で定める方法により算定されたものでなければならず、かつ、特定の者について不当に差別的なものであってはならない。

給付の額が適正かつ合理的であること、かつ、特定の者について不当に差別的でないことに関する取り扱いについては、以下の①から④の通りとなっている。

- ① 給付の額は、加入者期間に応じて算定されるものであり、原則として、加入者期間が長くなるにもかかわらず給付の額が減少するものであってはならないこと。  
このため、障害給付金であっても、若年者に支給する額が、年長者に支給する額に比して過大なものとなってはならないこと。
- ② 加入者間で給付の額に差を設ける場合にあっては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等において、特定の職種に属する従業員や特定の学歴の従業員に係る給与および退職金等の労働条件が、他の職種に属する従業員の労働条件とは別に規定されているなど、給付の額に差を設けることにつき合理的な理由があること。
- ③ 制度の目的が老後の安定所得の保障であることに鑑み、資格喪失事由や資格喪失時の年齢等により給付の額に格差を設ける場合においても、給付の額の格差が過大であること、早期に脱退した者の給付額の方が有利であることなど、制度の目的を逸脱するものであってはなら

ないこと。給付の額の算定方法に上限の設定が含まれる場合においても同様。

- ④ 給付の額を算定する場合の基礎となる「給与の額その他これに類するもの」(法第 32 条)における「給与の額」とは厚生年金保険の標準報酬月額または労働協約等に定められた給与を、「その他これに類するもの」とは、ポイント制度を採用している場合における労働協約等に定められたポイントをいい、このポイントについては、次の要件を満たしていることが必要である。
- (a) 昇格の規定が労働協約等において明確に定められていること。
  - (b) 同一の加入者期間を有する加入者について、最大ポイントの最小ポイントに対する割合に過大な格差がないこと。
  - (c) ポイントは恣意的に決められるものでなく、数理計算が可能であること。

政令で定める給付の額の基準は、次のとおりである。

- ① 一時金として支給する老齢給付金の額は、この老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付現価相当額を上回らないものであること。
- ② 老齢給付金を受けるための要件のうち支給開始に係る要件以外の要件を満たす場合に支給される脱退一時金の額は、この脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間について支給する給付の現価相当額を上回らないものであること。
- ③ 障害給付金の額は、以下のいずれかを満たすこと。
  - ・ 老齢給付金の受給権者となった者が同時に障害給付金の受給権者となったときに支給する障害給付金の現価相当額が、老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金の現価相当額を上

回らないものであること。

- ・ 障害給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価が老齢給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価をその計算の基準日となる日において上回らないものであること。（障害給付金の支給が通常の見込みを超えて発生した場合の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込むこと。）

④ 遺族給付金の額は、以下のいずれかを満たすこと。

- ・ 老齢給付金の受給権者となった者が受給権の取得と同時に死亡した場合においてその者の遺族に支給する遺族給付金の現価相当額が、老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金の現価相当額を上回らないものであること。
- ・ 遺族給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価が老齢給付金の給付に要する費用の額の予想額の現価をその計算の基準日となる日において上回らないものであること。（遺族給付金の支給が通常の見込みを超えて発生した場合の財政への影響を勘案し、実績等に照らして合理的に見込むこと。）

なお、上記①の現価相当額を計算する際の基礎となる予定利率は、以下のうち最も低い率である。

- ア． 前回財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率
- イ． 老齢給付金支給開始要件を満たした時におけるアの率
- ウ． 加入者の資格を喪失したときにおけるアの率

また、死亡率については、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすることが省令で定められている。

また、上記②の現価相当額を計算する際の基礎となる予定利率は、前回財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下

限予定利率を用いる（ただし据置利率が下限予定利率を下回る場合は当該据置利率を用いる）こととし、死亡率については、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすることが省令で定められている。

また、上記③から④の現価相当額を計算する際の基礎となる予定利率は、前回財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を用いることとし、死亡率については、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすることが省令で定められている。

## (2) 給付の額の算定方法

政令で定める給付の額の算定方法は以下に掲げるいずれかの方法でなければならない。

### ア. 定額方式

加入者期間に応じて定めた額に規約で定める数値を乗ずる方法

### イ. 給与比例方式

加入者であった期間の全部または一部における給与の額その他これに類するものの平均額または累計額に、加入者の期間に応じて定めた率および規約で定める数値を乗ずる方法

### ウ. キャッシュバランスプラン

加入者であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額または給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法

### エ. 上記のアからウを組み合わせた方法

オ. 上記のアからエのうち、2つの方法で算定した額のいずれか高い額または低い額とする方法

### カ. 上記のアからオの方法を組み合わせた方法

キ. 上記のアからカの方法により算定した額にリスク分担型企業年金の

### 調整率を乗じた額とする方法

なお、エおよびカにおける組み合わせた方法とは、給付の額および算定の方法について、以下のうち規約で定めるいずれかの方法とすること。

(ア) 加法

(イ) 減法（ただし、減法の結果、給付の額が零を上回るものとする。）

(ウ) 一定の数値を乗ずる方法または一定の数値で除する方法

(エ) 加入者期間、給付額算定用加入者期間、資格喪失事由、労働協約等に定める職種等または年齢に応じて異なる算定方法とする方法

### (3) リスク分担型企業年金の調整率

リスク分担型企業年金の調整率は、リスク分担型企業年金を開始する日の属する事業年度以降の事業年度について以下の方法で定められていなければならない。

ア．リスク分担型企業年金を開始するときまたはリスク分担型企業年金を実施している場合であって給付の変更をするとき（掛金の額に係る規約変更を行う場合に限る）

調整率は1.0とする。

イ．毎事業年度の決算および財政計算を行うとき

次に掲げる場合の区分に応じ、次の基準を満たすように改定しなければならない。

(ア) 積立金の額にリスク分担型企業年金掛金額の予想額の現価相当額を加えた額（給付財源）が調整前給付額の通常予測給付額の現価相当額に財政悪化相当額リスク相当額を加えた額を上回る場合  
給付財源と通常予測給付額の現価相当額に財政悪化リスク相当額を加えた額が同額になること。

(イ) 給付財源が調整前給付額の通常予測給付額の現価相当額を下回る場合



給付財源と通常予測給付額の現価相当額が同額になること。

(ウ) (ア)および(イ)以外の場合

調整率が1.0となること。

ウ. 上記の調整率の改定は、当該事業年度の末日または当該財政計算の計算基準日の属する事業年度の翌事業年度または翌々事業年度以降の事業年度の調整率について行うものとし、当該翌事業年度または翌々事業年度以降5事業年度については、調整率を段階的に引き上げまたは引き下げすることができる。

なお、リスク分担型企業年金を実施する事業主等が、その実施事業所を減少させる場合であって当該減少に伴い当該リスク分担型企業年金の積立割合（調整前給付現価相当額に対する給付財源の割合をいう。以下同じ。）、調整率または超過比率（調整前給付現価相当額に対する給付財源から調整前給付現価相当額と財政悪化リスク相当額の二分の一の額とを合算した額を控除した額の比率をいう。以下同じ。）が減少すると見込まれるときには、前項の規定にかかわらず、積立割合、調整率または超過比率が減少しないよう、当該実施事業所の減少に伴い資格を喪失する加入者に係る調整率を別に定めることができる。

#### (4) 規約で定める数値

定額方式および給与比例方式の場合の規約で定める数値とは、年金として支給する場合の標準的な給付の額に係る数値を1.0として、かつ、以下に掲げるもの（給付額算定基礎）の相違に応じて定めなければならない。

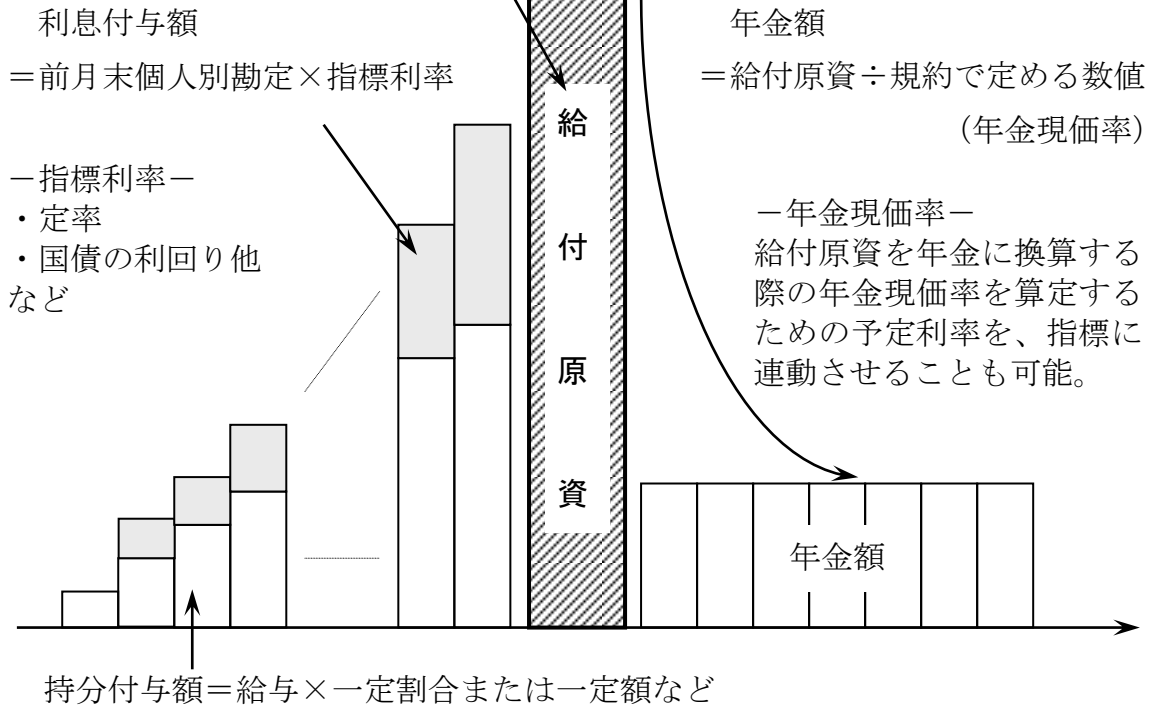
- ・ 支給開始時における受給権者の年齢
- ・ 支給期間
- ・ 保証期間（保証期間を定めた場合に限る。）
- ・ 加入者の資格を喪失した者が、資格喪失時から老齢給付金の支給開始要件をみたすまでの期間（ただし、老齢給付金の額にこの期間に応ず

る利子に相当する額を加算する場合に限る。この場合の利子については、前回の財政計算の計算基準日以降の日における最も低い下限予定利率以上である必要はない。）

- ・ 老齢給付金の受給権者が死亡した場合にその遺族に支給される遺族給付金の給付設計（ただし、老齢給付金の受給権の裁定のときに、老齢給付金の受給権者の死亡によりその遺族に支給されるべき遺族給付金の給付設計を選択できる場合に限る。）
- ・ 加入者の資格を喪失した理由
- ・ 加入者の資格を喪失した日における年齢
- ・ 加入者期間

## 【キャッシュバランスプランの仕組み】

『持分付与額+利息付与額』の累積



—個人別勘定の設定—

- ・ 各加入者に仮想的な個人別勘定が設定される
- ・ 個人別勘定に持分付与額と利息付与額が加算される

キャッシュバランスプランの場合の規約に定める数値は、支給する給付ごとの給付額算定基礎に応じて定めなければならない。

これら規約で定める数値を算定する際に使用する基礎率である予定利率および予定死亡率については、次のように定められている。

- ・ 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものを使用すること。ただし、給付額の算定方法がウ。キャッシュバランスプランの場合であって、年金として支給される給付の額の改定を行う場合その他これ

に類する場合にあっては、零を下回らないものとするができる。

- ・ 予定死亡率については、前回の財政計算時に用いた予定死亡率を使用すること。ただし、予定死亡率を当該確定給付企業年金の加入者等およびその遺族の死亡の実績および予測に基づき合理的に定めたものとするを規約に定めた場合にあっては、当該合理的に定めたものとするができる。

給付額の算定方法がウ．キャッシュバランスプランの場合、規約で定める期間ごとに、以下のものを指標として、再評価を行うことになる。いずれの場合であっても当該再評価後の累計額が、当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回ってはいけない。

- ・ 定率
- ・ 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの（例えば、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数、厚生労働省において作成する年平均の賃金指数、東証株価指数、Russell/Nomura Prime インデックス等がこれに該当する）
- ・ 積立金の運用利回りの実績
- ・ 上3つを組み合わせたもの
- ・ 上2つめから上4つめに上下限を設定したもの

#### (5) 給付額の改定について

年金として支給する給付の額については、給付が支給される間において、規約で定めるところにより給付の額の改定を行うことができる。額の改定方法は次のいずれかによる方法でなければならない。

ア．給付の支給を開始して一定の期間が経過したときまたは一定の年齢に達したときに、次のいずれかの方法により改定する方法

(ア) 定率を乗じる方法

(イ) 2.3.2.4 給付の額(2)給付の額の算定方法のア～カのいずれかの方法

で算定した額とする方法（当該改定前の給付の額を算定した方法を除く。）

イ．規約で定める期間ごとに、次のいずれかの加算を行うことにより改定する方法

(ア) 前の期間の給付の額に、前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算する方法。

(イ) あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、規約で定める数値を算定する際の予定利率に指標を用いて算定した場合の給付の額が、あらかじめ定めた給付の額を上回る場合の上回る額を加算する方法。

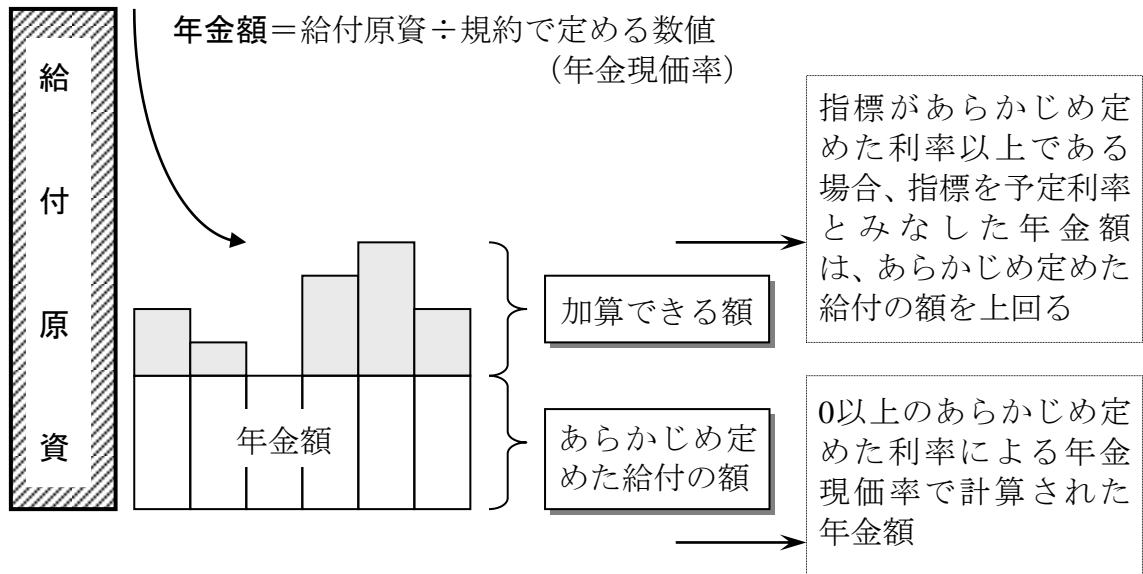
ウ．給付の支給を開始した後に加入者期間の全部または一部により給付の額を改定する方法

なお、イ(イ)に規定する給付の額の改定を行う場合であって、あらかじめ定めた給付の額（給付の最低保証に相当する額）についても、一定期間ごとに、0を下回らない範囲で指標に応じて改定する場合は、以下のとおりの取扱いとすること。

ア 「あらかじめ定めた給付の額」となる額の改定に用いる指標をあらかじめ規約に定めること。

イ 「あらかじめ定めた給付の額」に具体的にどのような改定が起こり得るかについて、裁定時に受給権者に十分説明すること。

ウ 選択一時金を設けること。



### 2.3.2.5 年金給付の支給期間等

年金給付の支給期間および支払期月については、終身または5年以上にわたり、毎年1回以上定期的に支給するものでなければならない。

ただし、保証期間を定める場合にあつては、保証期間は20年を超えない範囲で定める必要がある。

また、年金給付の支給期月は、毎年一定の時期とする必要がある。

### 2.3.2.6 老齢給付金について

#### (1) 支給要件

老齢給付金は、加入者または加入者であった者が、規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たすこととなった時に、支給するものである。この規約で定める要件については、以下に掲げる要件を満たしていることが必要である。（以下の①、②の要件を「老齢給付金支給開始要件」という。）

- ① 60歳以上70歳以下の規約で定める年齢に達したときに支給すること。
- ② 政令で定められている年齢50歳以上①の規約に定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給すること。（ただし、規約でこの状態に至ったときに老齢給付金を支給することが定められている場合に限る。）
- ③ 20年を超える加入者期間を老齢給付金の給付を受けるための要件として定めてはならない。

## (2) 支給の繰下げ

老齢給付金の支給要件を満たす者であって、支給の請求をしていない者は、規約で定めるところにより、事業主等に老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。この場合は、上記の①、②にかかわらず、規約で定める時から支給を開始することになる。

## (3) 支給方法

老齢給付金は当然ながら年金として支給するものであるが、規約で定められている場合には、年金の全部または一部を一時金として支給することができる。一時金として支給する場合の基準は、以下のとおりである。

- ① 年金として支給する老齢給付金について保証期間が定められていること。
- ② 老齢給付金の受給権者の選択により一時金として支給するものであること。
- ③ 上記の選択は、老齢給付金の裁定請求に併せて行う時、または年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから5年を経過した日以後に行う時に限りできるものであること。ただし、年金として支給する老齢給付金の受給権者に、以下のような特別の事情がある場合には、老齢給付金の支給開始から5年を経過する日までの間であっても一時金の選択はできるものであること。

- ・受給権者やその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けた場合
- ・受給権者がその債務を弁済することが困難である場合
- ・受給権者が心身に重大な障害を受け、または長期間入院した場合など

#### (4) 支給停止

老齢給付金の受給権者が、障害給付金を支給された時は、以下の基準に基づき、老齢給付金の額の全部または一部を支給停止することができる。

- ① まだ支給されていない老齢給付金の現価相当額が、障害給付金の現価相当額を超える場合における当該超える部分については、支給停止しないこと。
- ② 障害給付金の支給期間が終了したときに老齢給付金の支給期間が終了していない場合には、当該障害給付金の支給期間が終了した後の老齢給付金の支給期間については、支給を停止しないこと。

なお、上記の①、②の現価相当額を計算する場合の予定利率には、下限予定利率（前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い率）を使用するものとし、予定死亡率については前回の財政計算において使用した死亡率を使用する。

#### (5) 失権

老齢給付金の受給権は、以下に該当することとなった場合に、消滅する。

- ① 老齢給付金の受給権者が死亡したとき
- ② 老齢給付金の支給期間が終了したとき
- ③ 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

### 2.3.2.7 脱退一時金について



## (1) 支給要件

脱退一時金は、加入者の資格を喪失し、かつ、規約で定める脱退一時金を受けるための要件を満たす場合に、支給されるものであり、一時金として支給する。

この規約で定める要件については、以下に掲げる要件を満たしている必要がある。

① 加入者であって規約で定める老齢給付金を受けるための要件を満たさない者（次の②以外）に支給するものであること。

この場合、規約に3年を超える加入者期間を定めてはならない。

② 加入者であって規約に定める老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者に支給するものであること。ただし、規約でこの状態に至ったときに脱退一時金を支給することが定められている場合に限るものであり、加入者が老齢給付金の受給権者となったときに支給する老齢給付金の全部または一部に代えて支給するものであること。また、この老齢給付金には保証期間が定められていることが必要である。

## (2) 支給の繰下げ

脱退一時金を受けるための要件を満たす者は、規約で定めるところにより、事業主等に脱退一時金の全部または一部の支給の繰下げを申し出ることができる。

この場合、以下のいずれかに該当することとなったときは、脱退一時金の受給権は消滅する。

- ・脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- ・脱退一時金の受給権者（上記②に該当する場合の脱退一時金の受給権者に限る）が老齢給付金の受給権者となったとき
- ・再加入者となる前に確定給付企業年金の脱退一時金の受給権者となっ

た者について、この再加入者の確定給付企業年金における前後の加入者期間を合算したとき

### 2.3.2.8 障害給付金について

#### (1) 支給要件

規約に障害給付金を支給することを定めている場合には、法令で定める障害の状態に至った者に対して、規約で定めるところにより、年金または一時金として、障害給付金を支給することができる。

#### (2) 支給停止

障害給付金の受給権者が法令で定める障害の状態に該当しなくなった場合には、その障害の状態に該当しない間は、障害給付金の支給を停止するものとする。

また、以下のいずれかに該当することとなった場合には、障害給付金の全部または一部を支給停止することができる。

- ① 老齢給付金を支給されたとき
- ② 脱退一時金を支給されたとき
- ③ 労働基準法の規定による障害補償、労働者災害補償保険法の規定による障害補償給付、複数事業労働者障害給付もしくは障害給付、船員保険法による障害を支給事由とする給付（以下「障害補償等」という。）を受ける権利を取得したとき

障害給付金を支給停止する場合の基準は、以下のとおりである。

- ・まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が老齢給付金の現価相当額を超える場合、この超える部分については支給停止できないこと。
- ・老齢給付金の支給期間が終了したときに障害給付金の支給期間が終了していない場合には、老齢給付金の支給期間が終了した後の障害

給付金の支給期間については、支給停止できないこと。

- ・まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が脱退一時金の額を超える場合、この超える部分については支給停止できないこと。
- ・まだ支給されていない障害給付金の現価相当額が障害補償等の現価相当額を超える場合、この超える部分については支給停止できないこと。
- ・障害補償等の支給期間が終了したときに障害給付金の支給期間が終了していない場合には、障害補償等の支給期間が終了した後の障害給付金の支給期間については、支給停止できないこと。

上記の現価相当額を計算する場合の予定利率は下限予定利率（前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率）を使用すること、予定死亡率については前回の財政計算時に使用した予定死亡率を使用することとなっている。

### (3) 失権

障害給付金の受給権は、次のいずれかに該当することとなった場合に、消滅する。

- ① 障害給付金の受給権者が死亡した場合
- ② 障害給付金の支給期間が終了したとき
- ③ 障害給付金の全部を一時金として支給されたとき

## 2.3.2.9 遺族給付金について

### (1) 支給要件

遺族給付金は、規約において遺族給付金を支給することを定めている場合であって、加入者または確定給付企業年金の支給を受けている者が死亡したときに、規約で定めるところによりその者の遺族に、年金または一時

金で支給することができる。

## (2) 遺族の範囲

遺族給付金を受けることができる遺族は、次に掲げる人のうち規約で定めた者である。なお、遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、規約で定めるところによる。

- ① 配偶者（事実婚を含む）
- ② 子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ③ ①および②のほか、死亡の当時死亡した人によって生計を維持されている他の親族

## (3) 支給期間

年金として支給する場合の支給期間は、老齢給付金または障害給付金の支給期間として規約に定めていた場合は、5年未満とすることができる。

ただし、老齢給付金または障害給付金の支給期間のうち給付を受けていない期間を下回ることはできない。

## (4) 失権

遺族給付の受給権は、以下のいずれかに該当することとなった場合には消滅する。

- ① 遺族給付金の受給権者が死亡したとき
- ② 遺族給付金の支給期間が終了したとき
- ③ 遺族給付金の全部を一時金として支給されたとき

ただし、遺族給付金の受給権者が死亡したときは、その受給権者の次の順位の遺族に遺族給付金を支給することができる。

## 2.3.3 掛金について

### 2.3.3.1 掛金の拠出

事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年1回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

一方で、加入者が掛金の一部を負担することもできるが、その場合には、次の基準を満たしていることが必要である。

- ① 加入者が負担する掛金の額が、全体の掛金の額の2分の1を超えないものであること。
- ② 加入者が掛金を負担することについて、加入者の同意を得ること。なお、規約変更に伴い加入者が負担する掛金の額が増加するときについても同意を得ることが必要である。
- ③ 掛金を負担している加入者が、掛金負担をしないことを申し出た場合にあっては、掛金を負担しないものとする。この場合、掛金を負担しない加入者の給付額は、掛金を負担する加入者に比べて、負担掛金の拠出額に相当する程度の差を設ける必要がある。
- ④ 掛金を負担していた加入者であって、上記②または③のいずれかにより掛金を負担しないこととなった者が、掛金を再び負担することができるものでないこと。ただし、規約の変更により、その者が負担する掛金の額が減少するような場合はこの限りではない。

また、次の場合には掛金を拠出しないことができる。

- ① 「休職等期間」の全部または一部については、労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない等の合理的な理由があることにより給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合
- ② 「一定の勤続期間未満」、「一定の勤続期間以上」、「一定の年齢未満」または「一定の年齢未満」の期間の全部または一部については、労働協

約等に定める見習期間中、試用期間中または労働協約等に定める退職金の算定対象期間に含まれていない期間中であるなど合理的な理由があることにより給付の額の算定の基礎としていない部分がある場合

### 2.3.3.2 掛金の額の算定方法

掛金の額は、規約で定めるところにより算定するが、次の要件を満たしていることが必要である。

- ① 加入者のうち特定の者につき、不当に差別的なものであってはならないこと。
- ② 掛金の額は、定額または給与に一定割合を乗ずる方法その他適正かつ合理的な方法により算定するものであること。この適正かつ合理的な方法は次のとおりである。
  - (a) 加入者の給与に類するものに一定の割合を乗ずる方法
  - (b) 加入者の性別、年齢または加入者が資格を取得したときの年齢に応じて額を定める方法
  - (c) 加入者の給与または給与に類するものに、加入者の性別、年齢または加入者が資格を取得したときの年齢に応じて定めた割合を乗ずる方法
  - (d) 定額、給与に一定の割合を乗ずる方法および上記の方法のうち 2 つ以上の方法を組み合わせた方法

なお、リスク分担型企業年金掛金額、過去勤務債務を償却するための掛金、リスク対応掛金額、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金、積立不足に伴い拠出する掛金については、上記②以外に、それぞれの額そのものとするができる。

### 2.3.3.3 掛金の額の基準

掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額および予定運用収入の額に照

らし、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

その際、掛金の額は、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、その他の通常予測給付額の算定の基礎となる率および通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額として算定した額（財政悪化リスク相当額）に基づき計算されなければならない。

#### 2.3.3.4 掛金の額の計算に関する基準

掛金の額は、標準掛金額、補足掛金額、その他の掛金の額に区分して定めなければならない。ただし、リスク分担型企業年金にあっては、リスク分担型企業年金掛金額、その他の掛金の額に区分して定めなければならない。

##### (1) 標準掛金額

標準掛金額とは、通常予測給付額のうち計算基準日後の加入者であった期間となると見込まれる期間に係る部分（将来期間分）の費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であり、原則として、将来にわたって平準的に、かつ、加入者となる者に係る次の①の額が②の額を下回らないように定める掛金の額をいう。

① 標準掛金額の予想額の現価相当額

② 給付に要する費用（通常予測給付額の将来期間分）の予想額の現価相当額

##### (2) 補足掛金額

掛金の額が、将来にわたって財政の均衡を保つために標準掛金額に追加して事業主が拠出することになる。

この補足掛金額のうち、過去勤務債務の額を償却するための掛金が特別掛金、財政悪化リスク相当額に係る掛金がリスク対応掛金額である。

この他に、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を償却する

掛金、毎年度の財政検証において積立不足が発生している場合に積立不足を償却するための掛金があるが、これらは特例掛金として拠出することになる。

(3) リスク分担型企業年金掛金額

給付に要する費用に充てるため事業主が拠出する額であってリスク分担型企業年金に係る掛金の額をいう。

(4) その他の掛金の額

その他の掛金の額としては、企業年金基金の事業運営に必要な費用を賄うための事務費掛金等がある。

### 2.3.3.5 掛金の納付について

事業主は、規約で定める日までに資産管理運用機関等に、掛金を納付しなければならない。

通常、掛金は金銭で納付するが、規約で定めることで、金銭に代えて株式等で納付することも認められている。その場合、補足掛金額の範囲で納付するものとする。

また、事業主が株式を企業年金基金に納付する場合には、企業年金基金の同意を得る必要がある。



## 2.3.4 他制度掛金相当額の算定

確定給付企業年金（以下「DB」という。）の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法は、次のとおりである。

(1) DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額

次の財政方式ごとの算定式により算定した額を月額換算した額とし、当該算定に当たっては、標準掛金の計算に用いた基礎率と同一の基礎率に基づいて算定する。

① 「加入年齢方式」を財政方式としている加入者に係る他制度掛金相当額は、(a)に掲げる額を(b)に掲げる額で除した額を月額換算した額とする。なお、ここでの標準的な加入者とは、特定の年齢で加入し、それ以降基礎率どおり推移する仮想的な加入者をいい、aおよびbに掲げる額は加入時点での現価を指す。

(a) 標準的な加入者に係る通常予測給付現価

(b) 標準的な加入者に係る人数現価

② 「開放基金方式」を財政方式としている加入者に係る他制度掛金相当額は、(a)に掲げる額を(b)に掲げる額で除した額を月額換算した額とする。なお、ここでの加入者となる者とは、計算基準日において、加入者ではないものの、年金数理上あらかじめ見込むべき加入者をいう。

(a) 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価と加入者となる者に係る通常予測給付現価を合算した額

(b) 現在の加入者および加入者となる者に係る人数現価

③ 「閉鎖型総合保険料方式」を財政方式としている加入者に係る他制度掛金相当額は、(a)に掲げる額を(b)に掲げる額で除した額を月額換算した額とする。

(a) 現在の加入者に係る将来分の通常予測給付現価

(b) 現在の加入者に係る人数現価

④ ①から③に規定している財政方式のいずれにも該当しない財政方式である加入者に係る他制度掛金相当額は、①から③の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法により算定した額とする。

(2) リスク分担型企業年金の加入者に係る他制度掛金相当額

(1)の①(a)、②の(a)および③の(a)における通常予測給付現価を調整前の通常予測給付現価に置き換えて、DB（リスク分担型企業年金を除く。）の加入者に係る他制度掛金相当額の算定方法を用いる。ただし、算定に用いる基礎率はリスク分担型企業年金掛金額の標準掛金相当分を変更した直近の財政計算（リスク分担型企業年金を開始してから標準掛金相当分を変更していない場合は、リスク分担型企業年金を開始したときの財政計算）に用いた基礎率と同一とする。

(3) 簡易な基準に基づく DB 等の加入者に係る他制度掛金相当額

簡易な基準に基づく DB または通常の算定式での算定が困難であると厚生労働大臣が認める DB の加入者に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者数で除した額を月額換算した額とする。

(4) 他制度掛金相当額に係るその他の取扱い

① DB において積立金が積立上限額を超え、掛金の控除を行う場合は、当該控除しなければならない額が零であるものとして算定する。

② DB において加入者が掛金の一部を負担している場合は、加入者が負担した掛金に対応する給付を他制度掛金相当額の算定に含めないものとして算定する。

③ 他制度掛金相当額は千円未満を四捨五入し、千円単位とする。

④ 他制度掛金相当額は、掛金の再計算および費用の再計算を実施する度に再度算定する。

⑤ 給付区分が複数ある場合は、当該区分ごとに他制度掛金相当額を算定す

る。

#### (5) 経過措置

令和6年12月1日前を計算基準日とする財政計算の結果に基づいて掛金の額を算定するDBの加入者に係る他制度掛金相当額は、直近の財政計算の計算基準日における当該財政計算の結果に基づく標準掛金額を当該財政計算の計算基準日における加入者数で除した額を月額換算した額とすることができる。ただし、リスク分担型企业年金において、令和6年12月1日以後を計算基準日とする財政再計算を行った場合、上記(2)に基づく他制度掛金相当額の算定とする。

## 2.4 確定給付企業年金制度の財政運営

### 2.4.1 財政運営の概要

確定給付企業年金制度は、現役時代に掛金を拠出して積立を行い、老齢になってからその積立金を原資として年金を給付する制度であり、個々人から見ても、制度に加入してから死亡するまで、数十年にわたってかかわっていく制度である。このような長期にわたる制度において、将来の年金給付と掛金収入や運用収入との均衡を図っていくために適切な財政計画を策定することは、制度の運営を行っていく上で、きわめて重要なものである。

財政計画の策定を行うにあたっては、将来の運用収入の見込みのみならず、加入者の死亡率や制度からの脱退率、あるいは将来の加入者の見込みといった年金財政に影響を及ぼす様々な要素について適切な前提を設定して掛金計算を行う必要があり、更に、毎年の決算時には、当初の予定通り財政運営が行われているか検証を行うことが必要不可欠である。

確定給付企業年金法では、受給権保護の観点から、長期的に安定した財政運営を行っていくために、

- ① 掛金の額は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならないこと
- ② 少なくとも5年毎に掛金の額を再計算しなければならないこと
- ③ 加入者の数が著しく変動した場合等にも掛金の額を再計算しなければならないこと
- ④ 毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）を積立てなければならないこと
- ⑤ 毎事業年度の決算において、積立金の額が責任準備金の額および最低積立基準額を上回っているかどうかを計算しなければならないこと
- ⑥ 積立不足が生じた場合には、掛金の額を再計算あるいは不足額を基準

として算定した掛金を拠出しなければならないこと

- ⑦ 適正な年金数理に基づいて、給付の設計、掛金の額の計算および決算を行うこと

等が定められている。

このような確定給付企業年金制度の財政運営に関する基準は、「確定給付企業年金法」の他、「確定給付企業年金法施行令」「確定給付企業年金法施行規則」等に定められており、受給権保護を基本とした基準が定められている。

## 2.4.2 基礎率および財政悪化リスク相当額

### 2.4.2.1 基礎率および財政悪化リスク相当額と財政方式

#### (1) 基礎率

基礎率は、掛金の額や責任準備金の額などを算定する際、将来の給付に要する費用や将来の加入者の給付総額の推計に用いられる前提であり、予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、新規加入者の見込みなどがある。これらの基礎率の設定にあたっては、各基礎率の相互の関係に十分留意して設定する必要がある、直近の実績をそのまま用いる方法や将来変動を合理的に見込んで設定する方法、保守的に設定する方法など、いくつかの考え方がある。

#### ア. 予定利率

予定利率は、積立金の長期的な運用収入の見込みの算定に用いるものであり、事業主等の資産の運用方針を踏まえ、保有資産の長期的な期待収益率やリスクとの関係に留意し、掛金を負担する者の掛金増加への対応能力も考慮に入れて設定する必要がある。また、年金制度は長期にわたって継続する制度であることから、継続基準の予定利率の設定にあたっては、足元の金利にとらわれるのではなく、超長期の期間で考えるべきものであることに留意が必要である。

#### (ア) 予定利率に関する基準

予定利率については、下限が設定されている。予定利率は、本来、事業主等が主体的に設定するものであるが、税の観点から下限が定められている。下限は、過剰損金算入を避ける観点から、リスクフリー資産で運用した場合の長期的な利回りとしている。具体的には、直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均または直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率とされて

いる。

予定利率の下限の基準のひとつに 10 年国債の直近 5 年間の平均値を用いているのは、

- ① 予定利率が長期的な見通しによる保有資産の運用利回りとするものであることから、足元の利回りでなく、過去の金利動向も反映させた一定期間の平均値とするのが適当であること
- ② 最近の経済実態をなるべく反映させるため、平均を取る期間は長すぎない必要があること
- ③ 財政再計算の期間が 5 年ごととなっており、5 年という期間を基礎とした財政運営が前提となっていること
- ④ 短期的な利回りの変動により予定利率が実態と乖離する場合は、特例掛金により対応できること

によるものである。

また、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は 30 年国債の利回りであり、財政運営上の予定利率の下限基準と異なっているのは以下の理由による。

掛金の算定等に用いる予定利率の下限は、基金が存続するという前提で資産運用を行った場合の長期的な期待収益率の最低水準と考えられる利率として定められており、流通性の高い 10 年国債の利回りを基準としたものである。

一方、最低積立基準額の算定に用いる予定利率は、その時点での年金給付の市場価格としての一時金換算額を算定するためのものであることから、できる限り長期の元本および利回りが保証されている資産として、30 年国債の利回りを基準としたものである。

#### (イ) 予定利率決定プロセスに関する基準

予定利率は、掛金設定など基金の財政運営に大きな影響を及ぼすも

のであることから、その決定に当たっては、特に情報公開を積極的に行う必要がある。年金数理人や証券アナリストなど専門家の助言や、他の基金で採用している予定利率の分布など、利用できる情報をできる限り多く参考にするとともに、企業年金基金では代議員会において予定利率の決定の根拠について十分な説明と情報開示を行う必要がある。

#### イ. 予定死亡率

一般に、死亡という事象は発生確率が低く、制度毎には十分な統計情報が得られないことや、制度ごとに大きな差があるといった性格のものでもないことから、厚生年金の被保険者全体の死亡率を用いることを原則としている。確定給付企業年金法施行規則では、予定死亡率は加入者等およびその遺族の性別および年齢に応じた死亡率として厚生労働大臣が定める基準死亡率とするとされている。

ただし、死亡率は低下する傾向にあり、また、そのことによって給付債務が増加し、不足金の発生要因となることから、一定の範囲内で死亡率の低下傾向を織り込むことができる。基準死亡率に乗じることのできる率は、加入者等およびその遺族の死亡の実績および予測に基づき以下の区分に応じて定められた範囲内で定めた率となる。

##### (ア) 加入者

0 以上

##### (イ) 加入者であった者または遺族（障害給付金の受給権者を除く）

男子：0.72 以上 1.0 以下

女子：0.72 以上 1.0 以下

##### (ロ) 障害給付金の受給権者（加入者を除く）

1.0 以上

加入者であった者または遺族における範囲は、男女ともに 0.72 倍まで



としているが、これは国立社会保障・人口問題研究所の発表している将来の死亡率の改善の見込みを基礎として定めているものである。

一般に、予定死亡率が低いほど、年金受給資格到達者が増加し、また年金受給者の消滅の度合いが低くなるので年金給付をより多く見込むことになり、掛金は高くなる。

また、財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子いずれか、あるいは男女の率を合理的に合成した予定死亡率を使用することができる。

死亡率に乗じる一定率は、

- ①通知された予定死亡率の変更
- ②財政再計算（法第 58 条第 1 項に定める）
- ③基礎率を洗い替える財政再計算

の場合、洗い替えることができる。

#### ウ. 予定脱退率

予定脱退率は、原則として直近 3 年以上の加入者の脱退実績および将来の見通しに基づいて算定する。

#### エ. 予定昇給指数

確定給付企業年金における実績および予測に基づき定められるものとされている。

一般的に予定昇給率は、勤続（加入）年数による賃金の上昇を充分見込んで算定する必要がある。また、必要に応じて将来の賃金水準の変動（ベースアップ）を反映することができる。

ベースアップを反映する場合には、ベースアップの水準が長期的視点に立ったものであることに留意する必要がある。

例えば、予定利率を上回るベースアップの見込みは、母体企業における人事施策上の計画などの明確な根拠により短期的に限定して行う以外

は不可である。また、負のベースアップの見込みについても不可である。

#### オ. 将来加入者の見込み

確定給付企業年金における実績および予測に基づき定められるものとされている。

一般的には制度ごとに過去 3 年間以上の実績や将来の見通しに基づいて設定するものである。

また、必要に応じて、合理的な方法により将来の加入者数や新規加入者の賃金の変動を見込むことができる。

新規加入者の見込みが掛金率に大きな影響を及ぼす開放基金方式を採用している場合であって、加入者数が減少傾向にある場合には、この新規加入者数の見込みに特に留意が必要である。

#### カ. キャッシュバランスプラン等の利息付与率

給付の額の算定において、給付の再評価または額の改定を行う場合（キャッシュバランスプラン等の場合）は、その評価および額の改定に用いる指標の予測を実績および将来の見通しに基づいて決定することとされている。

#### キ. 一時金選択率

原則、年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況（一時金選択者、選択一時金額等）およびその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。

#### ク. その他の算定基礎

財政計算を行う場合には、基準日時点における加入者数や給与総額、受給者数や年金額がその他の算定基礎として必要となる。これらの算定基礎は、基準日時点の実績値を原則としているが、年度途中で基準日を設定して財政計算を行う場合など、実績値を得ることが実務上困難な場合には、直前の財政検証の基準日における実績値を基礎として、合理的

な方法により推計したものをを用いることもできるものとされている。

## (2) 財政悪化リスク相当額

財政悪化リスク相当額は、通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額であり、以下の確定給付企業年金の区分に応じて算定される。

### ア. リスク分担型企業年金でない場合

標準的な算定方法として、将来の積立金の価格変動による積立金が減少するリスクを想定することとし、資産区分ごとの資産残高にリスク係数を乗じた額の合計額に基づき算定する。

資産区分	リスク係数
国内債券	5%
国内株式	50%
外国債券	25%
外国株式	50%
一般勘定	0%
短期資産	0%

ただし、リスク係数の定められていない資産（その他の資産）の割合が20%以上の場合は、厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより算定しなければならない。（特別算定方法）

特別算定方法においては、負債側の財政悪化リスク相当額（例えば、予定利率が1%低下した場合の数理債務の増加相当分など、基礎率の将来の変動による負債の増加額）を見込むことができる。

また、「その他資産」の割合が20%未満であっても、特別算定方法を使用することができる。

### イ. リスク分担型企業年金の場合

標準的な算定方法として、導入時から将来発生するリスクの大きさを適切に見込むために、将来の積立金の価格変動による積立金が減少するリスクを想定することに加え、予定利率が低下するリスクも加味し算定する。具体的には、「制度発足後、一定期間経過したときの積立金を推計し、その額とリスク算定用資産構成割合に基づき、リスク係数を用いて価格変動リスクを推計した額」と「一定期間経過後、予定利率が低下（1.0%低下）した場合の積立不足を推計した額」の合計額として算定する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は厚生労働大臣の承認を受けて、自ら定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算出しなければならない。（特別算定方法）

①リスク算定用資産構成割合においてその他の資産の割合が10%以上である場合

②年金数理人により年金数理関係書類に予定利率以外の基礎率の変動を勘案すべき旨の所見が付された場合

また、ア、イにかかわらず、厚生労働省の承認を受けて、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定することができる。

### (3) 基礎率および財政悪化リスク相当額の見直し

基礎率および財政悪化リスク相当額は、原則、財政計算毎に定める必要があるが、前回の財政計算において定められた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることができるとされている。

ただし、予定利率については下限予定利率を下回っていないこと。また、予定死亡率については全年齢で、前出（1）イの範囲内に収まる必要がある（予定死亡率については最新のものに見直すことが原則）。

#### (4) 財政方式

法第 57 条に基づき、将来にわたり財政の均衡を保つことが可能な方式とし、年金財政の健全性に留意しつつ、給付制度内容、加入者の特性に応じて選択する。以下に一般的な財政方式を挙げておく。

##### ア. 加入年齢方式

特定年齢での標準加入者を設定して、標準加入者が収支相当する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取り込んだ制度において使用する財政方式。

##### イ. 予測単位積増方式

加入者や受給権者の加入済期間に対応する給付現価を数理債務とする。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織り込む必要がある。

##### ウ. 開放基金方式

厚生年金基金の代行保険料率算定で用いられている方式。

この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来加入者規模の安定性に留意を要する。

##### エ. 総合保険料方式（閉鎖型）

一般的には開放基金方式を使用する制度において将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。

開放基金方式・総合保険料方式（閉鎖型）・加入年齢方式は、予測給付評価方式と呼ばれ、将来の給付額を予測し、一方、将来の掛金収入と年金資産の合計額が将来の給付額と一致するように掛金を算定することとなるが、予測単位積増方式の場合は、標準掛金率は、計算基準日から 1

年間の加入期間の増加に基づき見込まれる増加数理債務となる。予測単位積増方式の採用にあたっては、毎年度標準掛金率が変わるため、予算編成の都度、規約の掛金率の変更を行う必要がある。

また、予測単位積増方式の場合は、将来の収入現価を見込まず、『財政計算時の数理債務－資産額』を未償却債務とする。

予測単位積増方式は、発生給付評価方式と呼ばれる方式のひとつで、退職給付に関する会計基準における退職給付債務などで用いられている。

#### オ. その他の財政方式

計算の対象となる加入者数が少ない等、上記の方式を使用することが困難な場合は以下の方式を使用することもできる。

##### (ア) 一時払積増方式

各加入者の1年間に増加する給付の現価をその年度に拠出する方式。

##### (イ) 個人平準方式

個々の加入者がそれぞれ給付に要する費用を掛金拠出期間にわたり平準的に積立てる方式。給付増額部分は増額時点からの拠出期間で積立てる。

##### (ウ) 到達年齢方式

標準掛金を個人平準方式により算定し、給付増額時の過去勤務債務は別途設定する特別掛金で償却する方式

##### (エ) みなし加入年齢方式

個々の加入者について過去勤務期間を考慮して収支相当する標準掛金を設定し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。実際の加入年齢から過去勤務期間を控除した年齢をみなし加入年齢として設定する。

#### (5) 財政方式の見直し

財政方式はあらかじめ選択した方式を継続して使用することを原則とする。

ただし、次の場合等で財政方式を変更することが合理的であると判断される時には、他の財政方式に変更することができる。

- ア. 制度の統合・分割、企業年金基金の合併・分割その他加入者の構成が大きく変動する場合
- イ. 経済情勢の変動に伴い、将来の加入者構成が変動する場合
- ウ. 制度内容が変更され、現在使用している方式が不適切であると考えられる場合
- エ. 簡易な基準を使用することになった場合、または使用しないこととなった場合
- オ. リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金になった場合
- カ. リスク分担型企業年金からリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金になった場合

## (6) 資産額

掛金の算定に用いる資産額は、基準日における数理上資産額から別途積立金および承継事業所償却積立金の合計額を控除した額である。

財政計算の実施にあたり、別途積立金を取り崩すことによって掛金の引上げの抑制等を行うこともできるが、財政状況や将来の給付改善の見通し等を考慮に入れて判断することが重要である。

なお、年度途中に基準日を設定して財政計算を行う場合には、その他の算定基礎の場合と同様に直前の財政検証の基準日における数理上資産額を基礎として、合理的な方法により推計したものをを用いることもできるものとされている。





## 2.4.3 掛金の計算に関する基準

### 2.4.3.1 数理上掛金の計算

規約上掛金の基礎である数理上掛金は、財政計算の結果得られる掛金であり、年金財政が長期的に収支均衡するための理論上の掛金である。この数理上掛金は、各事業主等の設定した財政方式、基礎率、その他の算定基礎および資産額に基づき、標準掛金、補足掛金（特別掛金、特例掛金およびリスク対応掛金）の区別（リスク分担型企業年金にあっては、リスク分担型企業年金掛金、その他の掛金に区別）に応じ以下の手順に従って計算される。

#### (1) 標準掛金の計算

標準掛金は、給付に要する費用（通常予測給付額）のうち計算基準日後の加入者であった期間となると見込まれる期間に係る部分（将来期間分）の費用に充てるため事業主が拠出する掛金の額であり、原則として、将来にわたって平準的に、かつ、加入者となる者に係る次の①の額が②の額を下回らないように定める掛金の額をいう。

① 標準掛金額の予想額の現価相当額

② 給付に要する費用（将来期間分）の予想額の現価相当額

財政再計算時における過去勤務債務の額が負となった場合には、当該過去勤務債務の額を給与現価で除して算定された負の掛金を標準掛金に加えた率を標準掛金とすることができる。

#### (2) 過去勤務債務の計算

標準掛金額のみでは、将来の給付に要する費用の予想額および予定運用収入の額に照らし、財政の均衡を保つことができず将来の給付を賄うことができない場合には、その不足分を賄うための補足掛金を標準掛金に追加して設定することとなる。

過去勤務債務とは、継続基準上の積立不足のことをいい、掛金の額の計

算に用いる基礎率に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価相当額（通常予測給付現価）から標準掛金額の予想額の現価相当額と積立金の額（別途積立金および承継事業所償却積立金として留保する額を除く）を合算した額を控除することによって計算される。

### (3) 特別掛金の計算

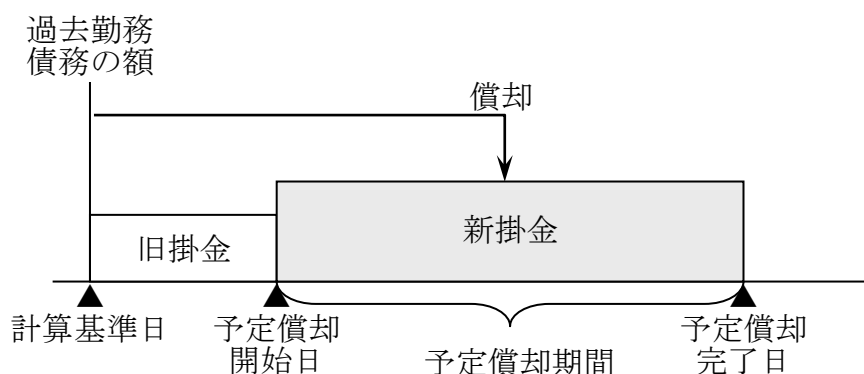
特別掛金は、過去勤務債務を償却するための掛金であり償却方法に応じて次のように計算される。

#### ア. 元利均等償却

過去勤務債務の額を3年以上20年（予定利率の引下げにより生じる積立不足の償却期間は30年とする特例あり）以内の範囲においてあらかじめ規約で定めた期間（以下「予定償却期間」という。）で均等に償却する方法。

特別掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。

- ① 計算基準日の過去勤務債務の額に基づき、予定償却期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。
- ② ①の計算方法において、償却開始までの期間について財政計算前の特別掛金による調整等を行って設定する。



上記償却方法の他、加入者数、給与に比例せず毎期の掛金を固定額と

することも可能である。一般にこのような償却方法を定額償却という。この場合の特別掛金額は、過去勤務債務の額を予定償却期間に応じた確定年金現価率で除した額となる。特別掛金額は年間の額あるいは各払込時期の額を決め、金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等あらかじめ定めた合理的な方法によるものとなる。

#### イ. 弾力償却

過去勤務債務はできる限り早く償却することが望ましいが、母体の負担能力は業績にも依存するものであり、必ずしも安定していない面がある。そのため、母体の業績等に応じて特別掛金の上積みができるよう、特別掛金に上限と下限を設定して、その範囲内で償却を行うものが弾力償却である。なお、この上限と下限は、利益操作を防ぐ観点から設定されているものであり、下限は、予定償却期間により算定し、上限は予定償却期間に対応する下表の最短償却期間として算定される掛金とされている。

予定償却期間と最短償却期間

予定償却期間		最短償却期間
	5年未満	3年
5年以上	7年未満	4年
7年以上	9年未満	5年
9年以上	11年未満	6年
11年以上	13年未満	7年
13年以上	14年未満	8年
14年以上	15年未満	9年
15年以上		10年

#### ウ. 定率償却

各年度の特別掛金の総額を、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額に事業主等においてあらかじめ定めた償却割合を乗じた額とし、その賦課方法（掛金率または一人当たり掛金額）を事業年度ごとに定め

る方法が定率償却である。この償却割合は 0.15 から 0.50 の範囲内としているが、前事業年度末の未償却過去勤務債務残高の見込額が当該事業年度の標準掛金の総額以下になると見込まれる場合には、当該事業年度において一括償却できるものとされている。

この方法は、債務残高が大きいほど特別掛金が高くなる性質があることから、債務残高の大きい償却開始当初は、債務残高が急速に減少することになる。

#### エ. 段階的引き上げによる過去勤務債務の償却

予定償却期間において次に掲げる要件を満たすように特別掛金額を設定して償却する方法。

- ① 特別掛金額は過去勤務債務の償却開始後 5 年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げられるものであること。
- ② 特別掛金額の予想額の現価に相当する額が過去勤務債務の額を下回らないこと。
- ③ 予定償却期間中の各期間における特別掛金額について予め規約に定めていること。

ア、イ、エの方法による場合は、基準日以降における加入者の数または加入者の給与の額の変動を見込むことにより算定することも可能である。

前回の財政計算において発生した過去勤務債務の償却が完了していない場合（以下のただし書きの場合を除く）、ア、イ、エに定める特別掛金は、次のいずれかの方法で計算しなければならない（前回の方法がエの場合、(ア)または(ウ)に限る）。

- (ア) 前回の財政計算において計算した特別掛金額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について上記の方法に基づき計算した額とを合算した額とする方法

- (イ) 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の償却が開始後 20 年を経過するまでに完了するように計算した額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額について上記の方法に基づき計算した額とを合算した額とする方法
- (ウ) 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額と、今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を合算した額について上記の方法に基づき合理的に計算した額とする方法（新たに算定された特別掛金が前回の財政計算において計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。）

ただし、前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了していない場合であって、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回る場合のア、イまたはエの特別掛金額は、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額についてこれらの規定に基づき合理的に計算した額とする方法により計算されなければならない。この場合において、今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了する日は、前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額の償却が完了することとしていた日後の日としてはならず、前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が 3 年に満たないときは、予定償却期間を当該残存期間としなければならない。

#### (4) リスク対応掛金の計算

リスク対応掛金は、将来の財政悪化に備え、債務を超えて、あらかじめ計画的に拠出する掛金額である。財政悪化リスク相当額を見積もった上で、その範囲で現行の掛金額に加えて拠出することができる。

リスク対応掛金は、次のいずれかの方法により計算される。

#### ア. 元利均等拠出

財政悪化リスク相当額から対応前リスク充足額（積立金と標準掛金、特別掛金の収入現価の合計額から通常予測給付現価を控除した額）を控除した額の範囲内（リスク対応額）、かつ、5年以上20年以内の範囲内であらかじめ規約で定めた期間（以下「予定拠出期間」という。）で均等に拠出する方法

#### イ. 弾力拠出

アの方法で算定したリスク対応掛金（下限リスク対応掛金）および下限リスク対応掛金の予定拠出期間ごとに別途定められた最短期間を予定拠出期間としてアと同様の方法で計算したリスク対応掛金（上限リスク対応掛金）を規約で定めた上で、下限リスク対応掛金以上、上限リスク対応掛金以下の範囲内で拠出する方法

予定拠出期間		最短期間
	9年未満	5年
9年以上	11年未満	6年
11年以上	13年未満	7年
13年以上	14年未満	8年
14年以上	15年未満	9年
15年以上		10年

#### ウ. 定率拠出

リスク対応額に0.15以上0.5以下の範囲内で規約に定めた割合を乗じて拠出する方法

#### エ. 段階的引き上げによる拠出

予定拠出期間において、次の要件を満たすようリスク対応掛金を定めて拠出する方法

- (ア) 拠出開始後5年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくなる方法で、段階的に引き上げ
- (イ) リスク対応掛金の収入現価がリスク対応額を上回らないこと

(ウ) 予定拠出期間中の各期間におけるリスク対応掛金について、あらかじめ規約に定めていること

ただし、リスク対応掛金の拠出が完了していない場合であって、財政計算を行い新たに過去勤務債務の額が発生する場合や財政再計算において財政悪化リスク相当額から対応後リスク充足額（積立金と標準掛金、特別掛金および変更前のリスク対応掛金の収入現価の合計額から通常予測給付現価を控除した額）を控除した額が直前に計算したときから増加する場合などのときには、リスク対応掛金を変更することができる。なお、財政再計算において、対応後リスク充足額が財政悪化リスク相当額を上回る場合は、上回らないようリスク対応掛金を減少させるか、その拠出を終了しなければならない。

また、リスク対応掛金の予定拠出期間の残存期間は、特別掛金の予定償却期間の残存期間より長い期間としなければならない。

#### (5) リスク分担型企業年金掛金の計算

リスク分担型企業年金掛金は、標準掛金、補足掛金、その他の掛金に区分して定めることとして計算された掛金の合計額とする。

リスク分担型企業年金掛金を再計算する場合は、次のいずれかの方法により計算する。

- ① 標準掛金、補足掛金、その他の掛金に区分して定めることとして計算された標準掛金の率や額を増加または減少する方法
- ② 計画的に掛金を拠出することが適当である額として規約で定める額をリスク対応額とみなして計算した額を追加して拠出する方法
- ③ ①、②の方法を組み合わせた方法

基金の合併、実施事業所の増加、権利義務の承継（規約型企業年金から基金または基金から規約型企業年金への移行を含む。）および中小企業退

職金共済制度からの解約手当金相当額の引渡しまたは受換の事由によりリスク分担型企業年金掛金額を再計算する場合、その増加等に係る実施事業所の事業主のリスク分担型企業年金掛金額は、他の実施事業所に適用されている標準掛金と当該事由による財政計算において計算された補足掛金の合計額とすることができる。

また、分割により積立割合が減少することが見込まれる場合には、積立割合、調整率または超過比率が減少しないように、移換する積立金の額を定めることができる。

#### (6) 特例掛金の計算

標準掛金や特別掛金は、長期的な観点から設定した予定利率や脱退率など様々な前提に基づいて、将来にわたって財政の均衡を保つよう定められるものである。しかしながら、短期的に見れば、利回りが低下した場合、予定と大幅に乖離した人員異動などがあった場合等には不足金が発生することになり、財政悪化の要因となることもある。従って財政悪化を防ぐことができる措置として特例掛金の設定が認められている。

具体的に特例掛金としては以下のようなものが該当する。

- ①次回再計算までに不足が発生すると見込まれる場合のその不足金に対する拠出金
- ②非継続基準において積立不足が発生した場合の追加拠出金（事業年度の末日までを計算基準日として、給付の設計の変更等により掛金の額の再計算を行ったときは、当該再計算に基づく最低積立基準額を用いて算定された追加拠出金）
- ③積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合の一括拠出金（ターミナルファンディング）
- ④実施事業所の減少に伴う一括拠出金
- ⑤制度の終了（確定拠出年金制度への移行を含む）に伴う一括拠出金



特に上記①次回再計算までに不足が発生すると見込まれる場合の掛金の額は、基礎率によって見込むことができない短期的な積立不足の償却を目的に、事業主等からの資料等に基づき、加入者数の減少がある場合にはこれを配慮した上で設定することとなる。

具体的には、次回の財政再計算までの間に積立金の額が責任準備金の額または最低積立基準額を下回ることが予想される場合にその下回ることが予想される額のうちいずれか大きい額の現価を総給付現価に加算して掛金を計算することができる。次回財政再計算までに発生する積立不足の発生要因としては次の(ア)から(ウ)の要因が該当する。

- (ア) 資産の運用利回りの予測が予定利率よりも低いこと。
- (イ) 加入者の数が一時的に著しく変動することが見込まれること。
- (ウ) 加入者の給与の額その他これに類するものが一時的に著しく変動することが見込まれること。

この場合の掛金は、当該下回ることが予想される額の償却が次回財政再計算の時に完了するように計算されるものとし、特例掛金として規約で定める必要がある。

#### 2.4.3.2 規約上掛金の計算

規約上掛金は、標準掛金、特別掛金、特例掛金およびリスク対応掛金に区分（リスク分担型企業年金にあつては、リスク分担型企業年金掛金、その他の掛金に区分）して定め、原則として、数理上掛金を、定率法であれば小数点以下第3位程度の位に、定額法であれば10円単位程度に四捨五入したものとする。ただし、年金財政の健全性に配慮して切り上げて算出することもできる。

## 2.4.4 財政計算

### 2.4.4.1 財政計算を行うべき場合

掛金は、将来発生する年金給付・一時金給付の予想額や予定運用収入に照らして、財政の均衡が将来にわたって保たれるように定められている。将来発生する給付費や運用収入などを見込むためには、基礎率と呼ばれる予定利率や脱退率など、様々な前提を設定する必要がある。財政計算は、これらの前提を加入者の実績や事業主等の制度の運営方針、母体の状況、経済・金融情勢等を踏まえて設定し、財政の均衡が将来にわたって保たれるような掛金の設定、財政計画の策定を行うものである。

このような財政計算を行う必要が生じるのは、確定給付企業年金を開始するときの他、少なくとも5年ごとに行われる財政再計算時、給付の変更や財政が悪化した場合等である。

- ① 確定給付企業年金を実施しようとする場合
- ② 少なくとも5年ごとに行われる財政再計算
- ③ 規約型企業年金の統合・分割または基金型企業年金の合併・分割を行う場合
- ④ 規約型企業年金から企業年金基金への移行または企業年金基金から規約型企業年金への移行を行う場合
- ⑤ 加入者の数が前回の財政計算の計算基準日における加入者の数に比べて著しく増加または減少した場合
- ⑥ 加入者の資格または給付の設計を変更する場合
- ⑦ 過去勤務債務の額の予定償却期間を短縮する場合または償却割合を増加する場合
- ⑧ その他確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合

#### 2.4.4.2 財政計算結果の取扱い

財政計算を行った場合には、財政再計算報告書、あるいは給付の設計の基礎を示した書類および掛金の計算の基礎を示した書類を厚生労働省に提出する必要がある。この書類の提出にあたっては、年金数理人の確認が必要となり、必要に応じて所見を添付することができる。この年金数理人の所見には、基礎率の設定方法、掛金の算定方法、基礎率の変動による掛金への影響、財政運営上特に留意すべき事項などを記載することになる。

また、財政再計算を行った結果、規約に定める掛金を変更する必要がある場合には速やかに対応する必要がある。

## 2.4.5 財政検証（財政決算）

### 2.4.5.1 収益および費用の認識

収益および費用の認識は、その発生の事実に基づいて経理しなければならない（発生主義による）こととされている。したがって、例えば、基準日において掛金の徴収日が到来していなくても、掛金を徴収する権利が発生した時点でこれを収益と認識し、また、給付の支払日が到来していなくても、給付を支払う義務が発生した時点でこれを費用と認識することとなる。

### 2.4.5.2 負債の評価（伝統的な考え方）

平成 28 年 12 月の法令等の改正により、リスク対応掛金の拠出やリスク分担型企業年金の設立が可能となった。同時に、継続基準における財政均衡の捉え方が変更されたことに伴って、負債側の評価方法が変更された。2.4.5.2 では従来の責任準備金について記載を行い、2.4.5.3 では新しい責任準備金について記載する。

#### (1) 負債の数理的評価

事業主等の負っている負債は、基準日現在の加入者や受給者等の実績を基準として、給付に要する費用の額や掛金収入の額を見込んで算定される。その算定基礎は、基準日現在の加入者や受給者に関する実績値のほか、将来推計のための基礎となる前提の基礎率と呼ばれるものであり、前述したとおり予定利率、予定死亡率、予定脱退率、予定昇給指数、将来加入者の予定加入年齢・人数・給与などがある。

財政検証における負債の数理的評価では、前回の財政計算を行ったときの基礎率を用いることとされている。財政方式も同様に財政計算を行ったときのものを用いることとされている。

#### (2) 数理債務および未償却過去勤務債務残高

事業主等の負っている負債の評価は、制度が継続するという前提の場合には、現時点で発生している給付に要する費用だけでなく、将来発生するであろう給付に要する費用や今後の掛金収入を見込んだ上で評価を行う必要がある。

この際、将来の給付や掛金収入の価値を現時点で評価する必要があるが、実際には、支払いが行われるまでの間の運用収入があることから、将来の給付や掛金収入を現時点で評価した金額は、この将来の給付や掛金収入などの価値を金利を考慮して、現時点の金額として評価した給付現価や掛金収入現価となる。

つまり、事業主等の負っている負債の評価額は、給付に要する費用の予想額の現価（給付現価）から掛金の予想額の現価（掛金収入現価）を控除したものである。この負債に相当する積立金を保有していれば収支が釣り合うことになる。このように算定した負債を責任準備金と呼んでいる。

事業主等が積み立てるべき積立金は、この責任準備金相当額であるが、年金経理の掛金は、標準掛金、補足掛金（特別掛金および特例掛金）の3種類の性格の掛金があり、事業主等の負債をより詳細に認識するためには、これらを区別して取り扱う必要がある。

標準掛金は、基準日以降の加入期間に対応する給付を賄うための掛金である。したがって、標準掛金による将来の掛金収入（標準掛金収入現価）は、将来発生するであろう給付に要する費用の予想額の現価に相当するものである。

特別掛金は、制度に積立不足が発生した場合にその不足金を償却するための掛金である。積立不足は、掛金計算上の予定と実績の乖離により生じる利差損などの他、設立時において、設立前の勤務期間を加入期間とみなした給付設計が行われる場合などにも発生する。過去勤務債務という言葉は後者の場合を語源とする言葉であるが、企業年金制度では前者のような

場合も含め、いわゆる不足金全体（給付現価から標準掛金収入現価と積立金の額を合算した額を控除した額）のことを過去勤務債務と呼んでいる。したがって、「未償却過去勤務債務残高」は、償却を予定しているが現時点では未償却となっている不足金ということになる。

なお、未償却過去勤務債務残高は、貸借対照表では「未償却過去勤務債務等」とされ、特別掛金収入現価および次に記載する特例掛金のうち次回再計算までに発生する不足金をあらかじめ見込んで徴収する掛金による収入現価（特例掛金収入現価）の合計額とされている。

特例掛金には、次回再計算までに発生する不足金をあらかじめ見込んで徴収する掛金、積立不足に伴い拠出すべき掛金、積立金の額が給付に関する事業に要する費用に不足する場合に拠出する掛金、実施事業所の減少に係る掛金および確定拠出年金制度への移行時に拠出する掛金等があり、それぞれの特性にあった掛金が設定されることとなる。

したがって、事業主等の負債を認識する場合には、標準掛金による将来の収入と補足掛金による将来の収入の2つに分けて考えることになるが、未償却過去勤務債務である特別掛金収入現価および特例掛金収入現価は、資産として認識するほうが適切であると考えられてきた経緯があり、事業主等の負っている負債は、総給付現価から標準掛金収入現価のみを控除した額とし、貸借対照表では、「数理債務」として計上することとされてきたが、平成25年3月末決算より、未償却過去勤務債務である特別掛金収入現価および特例掛金収入現価も標準掛金収入現価と同じく総給付現価から控除するほうがより適切であると考え方が改められ、貸借対照表では、「責任準備金」を負債として計上することとされた。

#### ア. 数理債務

数理債務の額は、給付に要する費用の予想額の現価（総給付現価）から標準掛金の予想額の現価（標準掛金収入現価）を控除した額と定義さ

れている。総給付現価の算定の基礎となる給付額は、すでに受給権の裁定が行なわれたものについては裁定額とし、その他の場合には規約に基づき推計した額とすることとされている。また、給付現価および収入現価の算定対象は以下のとおりである。

(ア) 将来加入者

基準日においては加入者ではないが、採用した財政方式により、年金数理上あらかじめ見込むべき加入者。

(イ) 加入者

基準日において現に加入者である者。

(ウ) 待期者

基準日までに加入者の資格を喪失した者のうち、基準日において受給権の裁定を受けていない者および年金受給権者のうち、年金たる給付の全額が支給停止されている者（ただし、死亡が確認されたものは除く）。

(エ) 年金受給者

基準日において年金を受給している者（死亡が確認されていない者を含む）。

(オ) その他の受給者

前記(ウ)と(エ)に掲げる者以外の受給者。

イ. 未償却過去勤務債務残高等

直前の財政計算において算定した規約上の特別掛金ならびに基準日における加入者数、給与の額および過去勤務債務の残余償却期間に基づいて算定した特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額である。

過去勤務債務の残余償却期間は、直前の財政計算において設定した過去勤務債務の予定償却期間から、当該財政計算の予定償却開始日から財政検証の基準日までの経過期間を控除した期間とする。ただし、過去勤

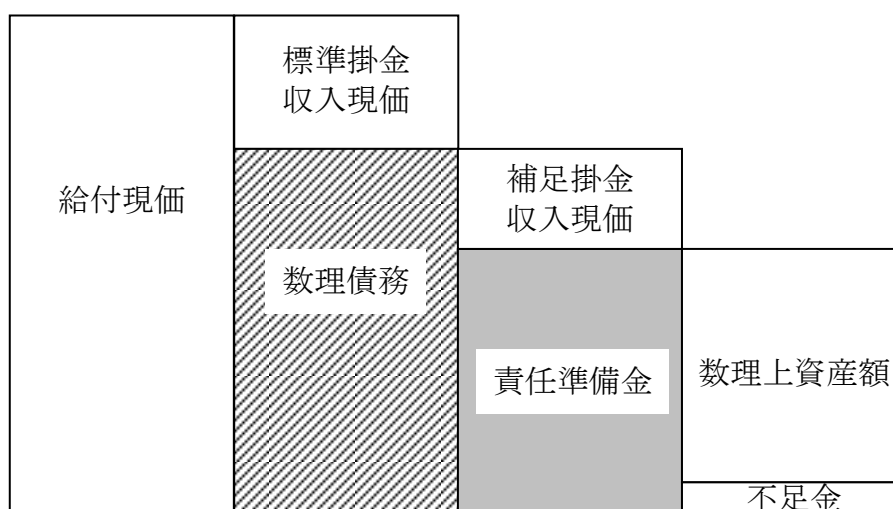
務債務の弾力償却を行った場合においては、当該償却額に対応する期間分を更に短縮する。

(3) その他

収益および費用の認識は、発生主義によることとされており、基準日において支払日が到来していなくても、給付金等を支払う義務が発生した時点でこれを費用と認識することとなる。したがって、基準日において支払義務を負っている（義務を負うことが確実であるものを含む。）が支払が未了のものを流動負債および支払備金に計上しなければならない。

(4) 責任準備金

責任準備金の額は、当該事業年度の末日における給付に要する費用の額の予想額の現価（給付現価）から、標準掛金額と補足掛金額の合算額の予想額の現価を控除した額と定義されている。



2.4.5.3 負債の評価（新しい考え方）

従来の財政均衡は、積立金が 2.4.5.2 で計算される責任準備金に等しい状態のみを指していた。一方、新しい財政均衡は、積立金に掛金収入現価を加



えた額が、給付現価以上、かつ、給付現価に財政悪化リスク相当額を加えた額以下、の状態を指すことになったため、それに合わせて責任準備金の定義が変更されている。

#### (1) 財政悪化リスク相当額と追加拠出可能額

新しい責任準備金には、財政悪化リスク相当額や追加拠出可能額の現価が加味されることになった。また、給付現価は通常予測給付現価という名称に改められている。

##### ア. 財政悪化リスク相当額

前回の財政計算で定められたものを使用する。

##### イ. 追加拠出可能額現価

財政悪化リスク相当額からリスク充足額を控除した額とする（零未満の場合は零とする）。ここで、リスク充足額は、積立金と掛金収入現価の合計額から通常予測給付現価を控除した額（零未満の場合は零）として計算されたものである。

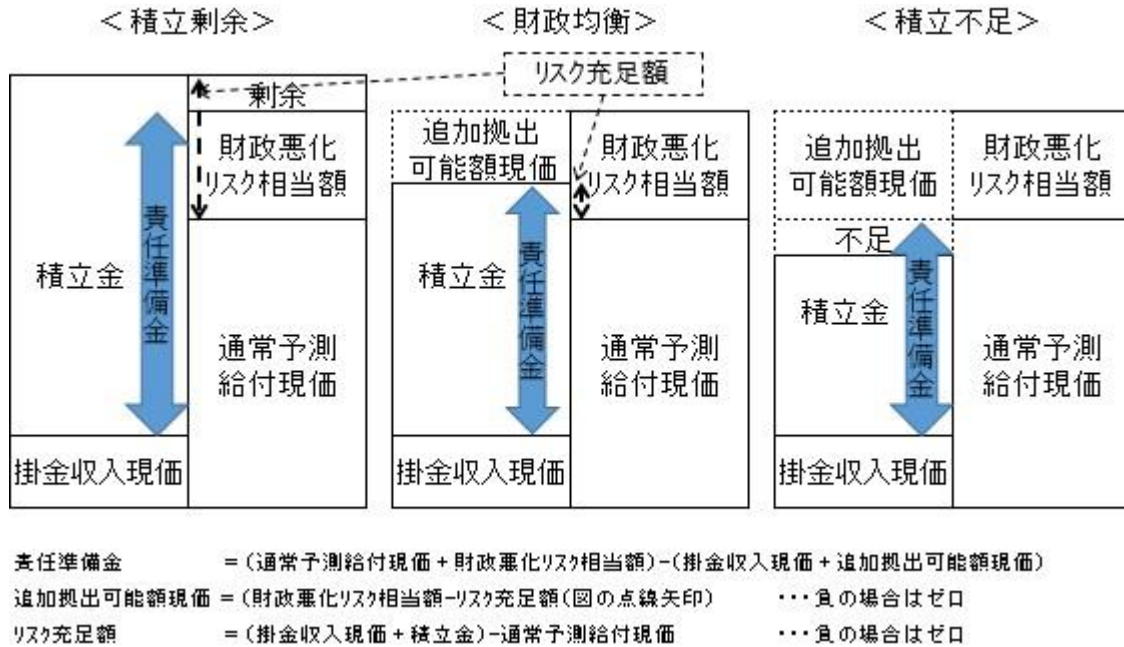
#### (2) 責任準備金

新しい責任準備金の額は、通常予測給付現価と財政悪化リスク相当額を合算した額から、掛金収入現価（標準掛金収入現価と補足掛金収入現価を合算した額またはリスク分担型企业年金掛金収入現価）と追加拠出可能額現価を合算した額を控除した額として計算される。その結果、責任準備金が一定の間伸び縮みすることで、積立金に掛金収入現価を加えた額が通常予測給付現価を上回っても、通常予測給付現価に財政悪化リスク相当額を加えた額を超過するまでは剰余とならない仕組みとなった。

貸借対照表上はこの新しい責任準備金の額を負債として計上し、未償却過去勤務債務残高等や数理債務に加え、財政悪化リスク相当額や追加拠出可能額現価を貸借対照表の欄外に記載することとされている。

なお、平成 28 年 12 月の法令改正以降の経過措置として、新しい基準に

基づく財政計算を行うまでの間は、従来の考え方による負債の評価を行うことが可能である。



## 2.4.5.4 最低保全給付

### (1) 最低保全給付

最低保全給付とは、基準日までの加入者期間に係る給付をいい、受給権保護の観点から、最低限保全すべき受給権として位置づけられている。

一般に、受給者や待期者については給付は確定しているが、加入者については、退職するまでは加入期間等の要件を満たしていても給付は確定しておらず、保全すべき受給権の範囲は不明確な状況にあるといえる。

加入者についても、受給権の保護を図っていくためには、退職前であっても過去の加入期間に応じて受給権が付与されているとみなす範囲を明確化する必要がある、それを最低保全給付として定義している。

受給者および待期者については、規約に基づいて裁定された、または裁定される年金給付が最低保全給付となる。

加入者については、次の①、②に掲げる方法またはこれらに準ずる方法

のうち事業主等においてあらかじめ規約で定めた給付とされている。

- ① 将来の退職時点の予想給付額から、現時点までの加入者期間にかかる分として定めた率を乗じて算出する方法
- ② 現時点で退職したと仮定した場合の給付額（要支給額）に年齢に応じて定めた率を乗じて算出する方法

制度ごとに様々な給付設計がある中でも、できる限り合理的に最低保全給付の設定を行う必要がある。我が国の雇用形態は、終身雇用であるのが一般的であることから、企業年金の給付設計にあたっては、定年あるいは標準的な退職年齢まで勤務し退職する場合を基準としていることが一般的となっている。そこで、上記①の方法は、加入者が資格を喪失する標準的な年齢（以下「標準資格喪失年齢」という。）に達した日において資格を喪失した場合に支給されることとなる老齢給付金の額または脱退一時金給付の額に、標準資格喪失年齢に達するまでの加入者期間のうち基準日までの加入者期間にかかる分として定めた率を乗じたものとして設定されている。

## (2) 標準資格喪失年齢

最低保全給付を算定するために用いる標準資格喪失年齢は、各規約においてあらかじめ定める必要がある。標準資格喪失年齢は事業主等が決定することになるが、年金数理人は事業主等より意見を求められた場合には次の点を参考に意見を述べる必要がある。

- ① 母体企業に定年制がある場合はその定年年齢  
なお、定年年齢が複数ある場合は、過去3年間の実績脱退者数が最多となる年齢もしくは支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。
- ② 次の算式で計算される年齢

$$60 + \frac{\sum_{x=61}^{\omega} L_x}{L_{60}}$$

$L_x$ ： 予定脱退率から得られる  $x$  歳の予定残存者数

- ③ 加入者資格の範囲を定年年齢前の一定年齢までとしている場合はその一定年齢
- ④ その他合理的な理由が存在する年齢

#### 2.4.5.5 最低積立基準額

最低積立基準額は、基準日時点で制度が終了した場合に、加入者や受給者の最低保全給付を確保するために必要な資産に相当する額であり、最低保全給付の市場価格による一時金換算額（給付現価）である。

市場価格による給付現価を算定するためには、算定に用いる割引率と予定死亡率の設定が重要であり、これらの数値は告示として毎年適用されるものが示される。

まず、割引率であるが、これは市場が年金給付を引き受けるときのものであり、引受時点での国債などの超長期のリスクフリー資産の利回りが基準となる。具体的な割引率の設定にあたっては、短期的な割引率の変動を避けるという点も考慮し、30年国債の直近5年の応募者利回りをを用いることとされている。

また、死亡率は、最低保全給付に終身年金が含まれていることから、その評価に必要なものであり、市場価格の算定の観点から設定されている。具体的には、将来の死亡率の改善を合理的に見込んだものを用いることとされており、基準死亡率（「確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号及び第2号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（厚生労働省告示）」における別表に定める率）に

男子：0.86

女子：0.86

を乗じた率とすることとされている。

キャッシュバランスプランの給付額の算定には、再評価および額の改定に用いる指標の予測も計算の基礎に含めることとされている。

なお、リスク分担型企業年金においては、積立金を上記数値を用いて計算される最低積立基準額で除して得た率を、計算の基礎とすることとされている。その結果、最低積立基準額が積立金と一致する。

#### 2.4.5.6 積立上限額

積立上限額は、次の基礎率を用いて算定された数理債務、または最低積立基準額のいずれか大きい額に 1.5 を乗じて得た額とされている。

##### (1) 予定利率

下限予定利率（直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均または直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率に基づき財政計算の基準日に応じて別に定める率）。

##### (2) 予定死亡率

年齢および性別に応じて基準死亡率（「確定給付企業年金法施行規則第 43 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率（厚生労働省告示）」における別表に定める率）に、以下の区分ごとに定められた一定率を乗じた率。

##### (ア) 加入者

全年齢について 0（加入者の死亡率は見込まない。）

##### (イ) 加入者以外の者

男子 0.72、女子 0.72

##### (ロ) 障害給付金の受給権者

1.0

##### (3) その他の基礎率

前回の財政計算で用いた基礎率。

#### 2.4.5.7 継続基準による財政検証

継続基準による財政検証は、制度が今後も継続するという観点から行うものであり、将来において支払う給付と徴収する掛金や運用収入に照らし、必要な積立金を保有しているかどうかを検証するものである。言い換えれば、積み立てが計画通り進んでいるかどうかを検証するものである。

従って、現時点で発生している給付債務だけでなく、将来発生するであろう給付債務や今後の掛金収入に加え、通常の見込みを超えて発生するリスクとして算定された財政悪化リスク相当額を見込んだ上で、現在保有している資産との比較を行うことになる。掛金についても、このような考え方に基いて設定されているわけであり、継続基準による財政検証は、制度の財政運営上、最も基本となるものである。

平成28年12月の法令改正以降、継続基準における財政均衡の考え方が変更されたが、この考え方については、2.4.5.3に記載の通りである。

財政検証の結果、積立不足が生じている場合には、積立不足を解消していく必要があるが、制度が継続するという前提であり、一定の条件の下で事業主等が主体的に計画を立てることになる。具体的には、積立金の額が、責任準備金の額に照らして算定した額を下回っている場合には、掛金の再計算を行い、原則として20年以内で繰越不足金が解消できるよう、特別掛金を設定することになる。

責任準備金の額に照らして算定した額とは、事業年度の末日における責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額とされてきたが、平成25年3月末決算より、責任準備金そのものの額に変更され、併せて、基準となる積立金の額も純資産額を用いて判定することに変更された。

ただし、この判定は、決算日時点の債務と資産の状況を的確に把握するためのものであり、実際の財政計算上の留保要件や資産評価等については変更

のないものとされた。したがって、掛金計算が必要となる場合は次のような場合となる。

責任準備金 - 数理上資産額 > 許容繰越不足金 ⇒ 掛金計算必要
-----------------------------------

許容繰越不足金は、次の①から③の方法のうちのいずれかの方法で計算した額。

- ① 掛金の額を再計算する場合に、その再計算による掛金の額の引上げが可能な範囲としてその事業年度以後 20 年度間の標準掛金額の予想額の現価に、規約で定める率を乗じて得た額（ただし、(a)および(b)の要件を満たすこと）

(a) 標準掛金額の予想額の現価は予定利率を用いて計算すること

(b) 規約で定める率は 100 分の 15 を超えないこと

- ② 事業年度の末日における責任準備金の額に、時価による積立金の額の変動を勘案して、規約で定める率を乗じて得た額

この場合の規約で定める率とは、100 分の 15（数理的評価により積立金を評価している場合は 100 分の 10）を超えないこととなっている。

- ③ 上記の①または②の方法によって計算した額の内小さい方の額

また、算定方法および定める率については規定の範囲の中で変更することは差し支えない。

#### 2.4.5.8 非継続基準による財政検証

非継続基準による財政検証は、基準日時点で制度が終了した場合（非継続状態）に加入者や受給者の受給権が確保できているかどうかを検証するものである。この場合、発生しているとみなされる給付の範囲（最低保全給付）とその市場価格の評価（最低積立基準額）が重要なポイントとなる。なお、わが国では、こうした年金給付を取引する市場は現実には存在しないが、そのような市場が存在した場合の年金給付の取引価格、具体的には実勢の割引

率等に基づいた一時金換算額（給付現価）が市場価格となる。

財政検証の結果、保有資産額が最低積立基準額を下回っている場合には、最低限保全しなければならない給付に見合う資産が確保されていない状態であることから、追加の掛金を拠出して、最低積立基準額を確保する必要がある。追加拠出する必要がある掛金額は、次の(1)に掲げる方法により規約で定める方法により算定した掛金額となる（ただし、当面の間は、経過措置として(2)に掲げる方法により規約で定める方法も可）。ただし、事業年度の末日における積立比率が0.9以上であって、かつ、その事業年度の前3事業年度のうち少なくとも2事業年度の積立比率が1.0以上である場合は、掛金の追加拠出は不要となる。また、非継続基準に抵触した場合に拠出する掛金の拠出時期をあらかじめ規約で定めておくことが必要となる。あらかじめ規約で定めた拠出時期は合理的な理由がない限り変更は認められないこととなる。

#### (1) 積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法

##### (a) 財政検証の翌事業年度に掛金を追加拠出する方法

「積立比率に応じて次の①以上②以下の規約に定める額」  
を特例掛金として追加拠出する。

##### (b) 財政検証の翌々事業年度に掛金を追加拠出する方法

「当年度の積立不足に翌年度の積立不足の増加見込額を加えた額の水準に応じた掛金額（積立比率に応じた額の計算を準用）」以上、「当年度の積立不足額に翌年度の積立不足の増加見込額を加えた額」以下で規約に定める額

が零を上回る場合に、この上回る額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加拠出する。翌事業年度の資産の増加（減少）見込み額は、掛金収入による資産の増加や給付による資産の減少、運用収益による資産の増加を織り込んで算定する。なお、段階的引き上げによる過去勤務債務の償却の方法で特別掛金の額を計算している場合は、「翌事業年度の



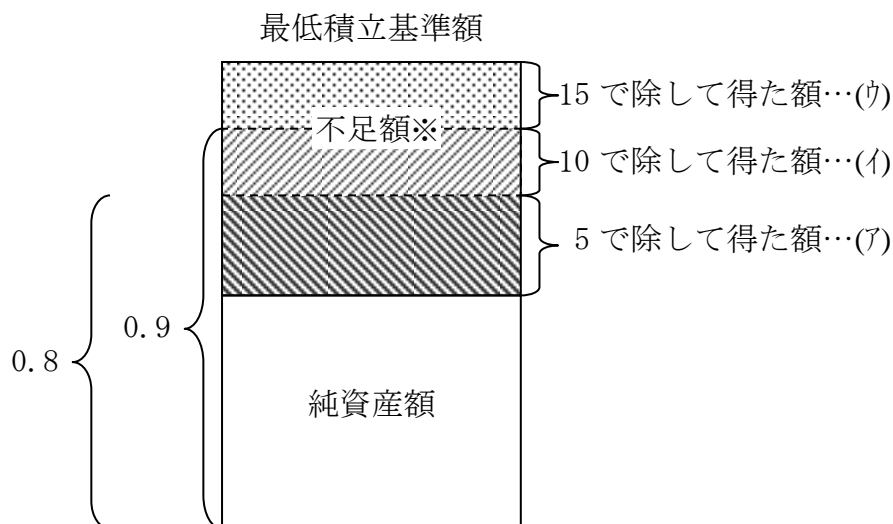
掛金の額」に代えて、「翌々事業年度の掛金の額」または「元利均等償却の方法で特別掛金の額を計算するものとした場合の翌々事業年度の掛金の額」を用いて、上記の翌事業年度における資産の増加（減少）見込み額を算定することができる。

①積立比率（純資産額／最低積立基準額）に応じた、次の（ア）～（ウ）の合計額

- （ア） 積立比率が 0.8 未満の部分  
積立不足額を 5 で除して得た額。
- （イ） 積立比率が 0.8 以上 0.9 未満の部分  
積立不足額を 10 で除して得た額。
- （ウ） 積立比率が 0.9 以上 1.0 未満の部分  
積立不足額を 15 で除して得た額。

②不足額（純資産額が最低積立基準額を下回る額）

※ 翌々事業年度から抛出する場合は、当年度の積立不足額に翌年度の積立不足の増加見込額を加えた額



## (2) 積立比率の回復計画を策定して必要な掛金を設定する方法

「財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が 1.0 以上（平成 29 年 3 月末日決算までは経過措置があった）となる（「積立比率が回復」する）ために必要な毎事業

年度の掛金の額の見込額として、次の①～③に従って計算した額のうち翌事業年度に係る額」（ただし、翌事業年度に係る額が財政検証の基準日の不足額を超える場合は不足額）が「翌事業年度の掛金の額」を上回る場合に、この上回る額を翌々事業年度の掛金に特例掛金として追加するもの。

① 積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回り

財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度以後の積立金の額の見込額の計算に用いる運用利回りの前提は、「当該事業年度末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率」、「当該事業年度の翌事業年度末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率」または「当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均若しくは掛金額の計算に用いる予定利率のうちいずれか低い率」のうち最も高い率を上回らないものとする必要がある。

② 最低積立基準額の見込額の計算に用いる予定利率

財政検証の基準日における最低積立基準額の算定に用いた予定利率とその翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率のいずれか高い率を上回らない必要がある。

③ 毎事業年度の掛金の額の見込額

直近5事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるものまたは毎事業年度における掛金の水準の伸びが前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように（毎事業年度において後の事業年度になるほど掛金の引上げ幅を大きく見込むなど後の事業年度の負担が過大なものとならないように）定める必要がある。

#### 2.4.5.9 積立上限額を超える場合の掛金の控除額

事業主等は毎事業年度の決算において、積立金の額が積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として、次により算定した額を掛金

の額から控除しなければならないとされている。この場合において控除すべき掛金はその時点の掛金の額以上となったときは、掛金の払込みを停止することとなる。

(1) 積立上限額を超える場合の掛金の控除額は次のいずれかの額となる

ア. 一括控除もしくは前詰控除

事業年度の末日において積立金の額が積立上限額を上回った額のうち未だ控除していない額に、控除する日までの期間に応ずる利子に相当する額（以下「利子相当額」という。）を加算した額または控除前の掛金の額のいずれか小さい額

イ. 均等控除

控除を開始するときから該当事業年度の翌々事業年度の末日までの期間において、積立金の額が積立上限額を上回った額と利子相当額の合計額を掛金の額から均等に控除する場合の額または控除前の掛金の額のいずれか小さい額

なお、上記アおよびイの利子相当額の計算に用いる利率は、事業年度の末日における下限予定利率とすることとされている。

(2) 掛金の控除は規約に定めるところにより次のとおり行うものとする。

ア. 遅くとも積立上限額を算定した事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除を開始すること

イ. 掛金の一部を加入者が負担している場合にあつては、当該掛金の額から控除後に加入者が負担する掛金の額が、加入者に係る当該掛金の額からの控除後の掛金の額の2分の1を超えないこと

## 2.4.5.10 積立金の評価

(1) 用語の定義

確定給付企業年金制度の財政運営で用いられる基本的な用語についての

定義は次のとおりである。

ア. 簿価

取得時の価格によって資産を評価した額

イ. 時価

資産取引に関し十分な知識と情報を有する売り手と買い手が、自発的に相対取引するときの価格によって資産を評価した額

ウ. 純資産額

流動資産および固定資産（時価）の合計額から、流動負債および支払備金の合計額を控除した額

エ. 資産評価調整加算（控除）額

事業年度末において固定資産の財政運営上の評価額が時価を上回っている（下回っている）額

オ. 数理上資産額

純資産額に資産評価調整加算額を加え、資産評価調整控除額を控除した額

カ. 平滑化期間

数理的評価額の算定において、時価の短期的な変動を平滑化する期間の年数

なお、「当事業年度を基準とする平滑化期間」とは、平滑化期間に等しいその事業年度を含む過去の一定期間をいう。この場合において、使用している資産評価の方法を採用する事とした事業年度初からその事業年度末までの期間の年数が平滑化期間に満たないときにはその期間が平滑化期間を意味するものとする。

ただし、年金数理人が財政の健全性について、長期的継続的観点から助言を行い、事業主等が当該助言を踏まえて財政の健全性の確保について将来対応できると判断した上で過去に遡って平準化していたと見な

して数理的評価を行うことについては差し支えない。

キ. 期中収益差

当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から運用損失および運用コストを除く全ての支出合計を控除したもの（現金ベース）

ク. 期中収支元本平残

「 $\Sigma$ （各収入×期末までの日数－各支出×期末までの日数）／期中日数」により算定した額

（上記の各収入、各支出は期中収支差の収入、支出に対応）

ケ. 運用コスト

当年度に係る運用報酬等（固有の信託報酬、固有の保険事務費、固有の共済事務費、投資顧問料、保護預り手数料および運用コンサルティング料）の額

コ. 基準収益

数理的評価額の算定において、規約においてあらかじめ定めた数理的評価額の方式に応じて、平滑化の対象とならない収益

サ. 時価ベース収益

損益計算書上の運用収益－運用損失－運用報酬等

シ. 簿価ベース収益

時価ベース収益－評価損の当年度の増減分

ス. キャピタルゲイン

簿価ベース収益のうち、資産取り引きに起因する損益の合計額

セ. 時価ベース利回り

下記式により算定した率

時価ベース収益

---

前事業年度末時価資産額＋期中収支元本平残－前事業年度末未払運用コスト

× 365

ソ. 時価との許容乖離幅

固定資産の財政運営上の評価額と時価の乖離幅に関し、その許容範囲を時価の一定割合として規約においてあらかじめ定めた率（以下「許容乖離率」という。）を、事業年度末における固定資産の時価に乗じた額

(2) 積立金の額の評価

確定給付企業年金制度では、債券や株式など有価証券を中心とした市場運用が行われており、簿価と時価が乖離しやすくなっているため、簿価基準では財政状況を客観的に把握しにくい。また、積立金の運用の面においても、単年度の実現益を求める傾向を生み、長期的な視点に立った効率的な運用を阻害し、ひいては財政の不安定化をもたらす要因ともなっている。

このような簿価基準による積立金の額の評価の弊害を避けるため、積立金の額の評価方法は、時価を基準としたものとされている。しかしながら、時価には短期的な変動要素もあるため、年金財政上の大きな変動を避けるという観点から、移動平均等により時価の短期的な変動を平滑化した数理的評価額とすることも認められている。

積立金の額の評価方法は、規約においてあらかじめ定めておく必要があり、固定資産の財政運営上の評価額は、その方法で評価した額となる。

ア. 評価の方法

- ① 時価により評価する方法
- ② 数理的評価による方法
- ③ ①と②のいずれか小さい額とする方法

①の時価そのものとする方法は、積立金の額の評価額がそのときの市場価格で把握できるため、財政検証においてその時々々の市場の実勢をそのまま反映したいとする事業主等に適している。ただし、時価の短期的な変動が財政検証に影響を与えることに留意が必要である。

②の数理的評価による方法は、時価を平滑化したものであるから、時価の傾向を反映するとともに、時価の短期的な変動を吸収する性質がある。したがって、時価の短期的な変動による財政検証の不安定さを避けることを重視する事業主等に適している。

③の評価額は、積立金の額を保守的に評価することになるため、たとえば、成熟度が高い基金などで、保守的な財政評価を行う方針の事業主等に適している。

#### イ. 平滑化期間

数理的評価額は、一定期間の各事業年度における時価ベース収益から基準収益を控除した額の合計額を平滑化して算定するものであるが、平滑化期間とは、その平滑化する一定の期間のことで、5年以内の期間を規約においてあらかじめ定めておかなければならない。

#### ウ. 時価との乖離

数理的評価額は、通常時価から大きく乖離することは少ないが、時価が短期間のうちに急激に変動した場合などには、一時的に大きく乖離することもあり得る。このようなときに、加入者や受給者の受給権保護の観点から、時価との乖離をある程度の範囲に制限しておく必要がある。この時価との乖離の限度を許容乖離率といい、短期的に許容される積立不足の割合を考慮して、時価の15%を上限として、規約においてあらかじめ定めておかなければならない。

### (3) 数理的評価の方式

数理的評価額は、以下の①～⑤の合計額で、数理的評価の方式に応じて③の基準収益が異なる。

- ① 前事業年度末の数理的評価額から同事業年度末における運用コストの未払い分を控除した額
- ② 当事業年度の期中収益差

- ③ 当事業年度の基準収益
  - ④ 当事業年度を基準とする平滑化期間の各事業年度における時価ベース収益から基準収益を控除した額の合計額を平滑化期間で除した額
  - ⑤ 当該事業年度末における運用コストの未払い分
- 数理的評価の方式には、基準収益の取り方により、時価移動平均方式、収益差平滑化方式、評価損益平滑化方式の3方式がある。

ア. 時価移動平均方式

各事業年度の基準収益は、その事業年度の簿価ベース収益からキャピタルゲインを控除した額。ただし、規約においてあらかじめ定めている場合には、各事業年度の基準収益を0とすることができる。

イ. 収益差平滑化方式

各事業年度の基準収益は、その前事業年度末の数理的評価額から同事業年度末における運用コストの未払い分を控除した額とその事業年度の期中収支元本平残の合計額に、その事業年度を基準とする平滑化期間に属する各事業年度の時価ベース利回りの単純平均を乗じた額。

ウ. 評価損益平滑化方式

各事業年度の基準収益は、その事業年度の簿価ベース収益に相当する額。

具体的な算出方法については次頁の<「決算に関する報告書」における数理的評価に関する様式>を参照。



< 「決算に関する報告書」における数理的評価に関する様式 >

3 資産評価調整額（評価方式が時価方式以外の場合）

（金額単位：千円）

	当年度	前年度	2年前	3年前	4年前
期中収支差					
期中収支元本平残					
期末簿価資産額					
期中簿価ベース収益					
うちキャピタルゲイン以外					
期中予定収益（I = %）					
基準収益⑦					
期中時価ベース収益⑧ （時価ベース利回り）	（ %）	（ %）	（ %）	（ %）	（ %）
収益差（=⑧－⑦）⑨					
⑨の平滑期間中の平均⑩					
期末数理的評価資産額⑪					
期末時価資産額⑫					
時価との許容乖離幅⑬					
資産評価調整額⑭					
運用コストの未払分⑮					
固定資産の財政運営上の評価額⑯					

数理的評価の方法

ア 数理的評価方式（該当の方式に○、時価と比べて低い方の額を採る場合には△）

時価移動平均方式  収益差平滑化方式  評価損益平滑化方式

イ 時価との許容乖離率（アで時価方式を採用した場合は0）

%（≤15%）

ウ 数理的評価に使用する平滑化の期間

年（≤5年）

（注）①＝当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から全ての支出合計を控除したものの（実現ベース）

②＝ $\Sigma$ （各収入×期末までの日数－各支出×期末までの日数）／期中日数

⑤＝④のうち資産取引に起因する損益以外のもの。「0」とすることも可。

⑥＝（前期の⑪－前期の⑮＋②）× I

（Iは平滑化期間中の時価ベース利回り（⑧の（ ）内）の単純平均）

⑦＝評価損益平滑化方式の場合④、時価移動平均方式の場合⑤、収益差平滑化方式の場合⑥

⑧＝損益計算書における運用収益から運用報酬等及び運用損失の合計額を控除した額

⑧の（ ）内＝ $⑧ \div (② + \text{前期の} ⑫ - \text{前期の} ⑮) \times 365 / \text{期中日数}$ （小数点以下2桁まで記入）

⑪＝①＋⑦＋⑩＋⑮＋前期の⑪－前期の⑮

⑬＝⑫×時価との許容乖離率

⑭＝⑪－⑫（絶対値は⑬を限度とし、また、数理的評価の方法のアの欄に△を記入した場合、⑪－⑫が正のときは0とする。）

⑯＝⑫＋⑭

#### (4) 評価方法の決定と変更

評価の方法ならびに数理的評価の方式を用いる場合にはその方式（時価移動平均方式における基準収益の算定方法を含む。）、平滑化期間および許容乖離率（以下「積立金の額の評価方法」という。）は、次の場合を除き、一旦定めた積立金の額の評価方法を継続的に用いる必要がある。

- ア. 次に該当することにより積立金の額または責任準備金の額が著しく増加または減少することとなる場合
- (ア) 企業年金基金が合併または分割した場合
  - (イ) 規約型企業年金から企業年金基金への移行または企業年金基金から規約型企業年金への移行を行う場合
  - (ウ) 加入者の数が前回の財政計算の計算基準日における加入者の数に比べて著しく増加または減少した場合
  - (エ) 加入者の資格または給付の設計を変更する場合
  - (オ) 規約型企業年金の間で権利義務の移転または承継が行われた場合
  - (カ) 過去勤務債務の額の予定償却期間を短縮する場合または償却割合を増加する場合
  - (キ) その他確定給付企業年金に係る事情に著しい変動があった場合
- イ. 運用の基本方針を大幅に見直した場合
- ウ. その他、積立金の額の評価方法を変更する合理的な理由があるとき（「合理的な理由があるとき」に該当する場合としては評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合または運用環境の著しい変化があった場合が挙げられる。）

<資産評価の方式と特徴>

評価方法	特徴
時価による方式	<p>評価額は、時価そのものであり、非常に簡明である。ただし、時価が大きく変動した場合、平滑化の方法を採らないため、評価額は安定性に欠ける。</p>
時価移動平均方式	<p>インカムゲインを基準収益とし、その他の収益（評価損益、キャピタルゲイン（ロス））を平滑化するため、他の方式と比べ評価額は安定する。</p> <p>インカムゲインが少ない場合、または基準収益を0とする場合、評価額が時価よりもかなり低くなることもある。</p>
収益差平滑化方式	<p>基準収益は、基本的に時価ベース収益に基づくため、長期的に見た場合、評価額は時価ベース収益と連動性が高い。</p> <p>また、評価額は平滑化により安定し、時価の動きを追随する傾向がある。</p>
評価損益平滑化方式	<p>基準収益は簿価ベース収益のため、平滑化対象の収益は評価損益であり、従来の簿価基準と比較的近い方式である。</p> <p>ただし、評価損益の実現度合（実現損益の水準）により、評価額が影響を受ける傾向がある。</p>

## 2.4.6 簡易な基準

確定給付企業年金制度の財政運営に当たっては、過去の実績を基に様々な基礎率を用いて実施することとなる。しかし、規模の小さい確定給付企業年金制度の場合、十分な実績が取れないことや、予定と実績の短期的な変動が大きかったりする場合がある。また、事務負担への配慮もあり、計算基準日における加入者の数が 500 人に満たない確定給付企業年金制度に対しては、簡易な基準での財政運営が認められている。ただし、生命保険契約や生命共済契約において、契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるもの（受託保証型確定給付企業年金制度）については、加入者の数の制限はない。

以下に、簡易な基準に基づく確定給付企業年金制度の財政運営の取扱いを掲げる。

### (1) 簡易な基準に基づく掛金の額の算定

- ア. 基礎率のうち予定利率および予定死亡率のみを用いること。ただし、給付の設計がキャッシュバランスプランの場合にあつては、再評価に用いる指標の予測を用いること。
- イ. 予定利率は下限予定利率以上 4.0%以下の範囲内とすること
- ウ. 予定死亡率は積立上限額を算定する際に使用する予定死亡率とすること
- エ. 年金として支給されている額の改定を行わないこと
- オ. 障害給付金を支給しないこと
- カ. 遺族給付金を支給する場合の遺族給付金の額は、老齢給付金の保証期間の残存期間において支給する給付の額の現価に相当する額または脱退一時金の額以下となっていること。

なお、受託保証型確定給付企業年金制度については、契約者価額の計算に用いる予定利率および予定死亡率を用いて上記ア、オおよびカに規定す

るところにより計算することができ、さらに加入者または加入者であった者が存在しないものについては、これにかかわらず、契約者価額の計算に用いる予定利率および予定死亡率を用いて上記ア、エからカまでに規定するところにより計算することができる。

また、受託保証型確定給付企業年金を実施する場合は、数理債務の額から契約者価額を控除した額を特別掛金として、一括拠出できる。

## (2) 簡易な基準に基づく最低積立基準額

事業年度の末日における数理債務の額に、確定給付企業年金の掛金の計算基準日を事業年度の末日とみなして計算した最低積立基準額を掛金の計算基準日における数理債務の額で除して得た率を乗じて得た額とすることができる。

式で表すと次のとおりとなる。

$$\text{最低積立基準額} = \text{数理債務} \times \frac{\text{掛金計算時の最低積立基準額}}{\text{掛金計算時の数理債務}}$$

なお、受託保証型確定給付企業年金制度においては、事業年度の末日における数理債務の額に基づき合理的に計算した額とすることができる。

## (3) 簡易な基準に基づく積立上限額

事業年度の末日における数理債務の額に、確定給付企業年金の掛金の計算基準日を事業年度の末日とみなして計算した積立上限額を掛金の計算基準日における数理債務の額で除して得た率を乗じて得た額とすることができる。

式で表すと次のとおりとなる。

$$\text{積立上限額} = \text{数理債務} \times \frac{\text{掛金計算時の積立上限額}}{\text{掛金計算時の数理債務}}$$

## 2.4.7 剰余金の処分等

年金経理において決算上の剰余金を生じたときは、これを別途積立金として積立てなければならないこととなっている。

逆に、年金経理において決算上の不足金を生じたときは、別途積立金を取り崩してこの不足金にあて、なお不足があるときは、翌事業年度に繰り越すこととなっている。

この他、財政再計算の計算基準日において別途積立金がある場合にあつては、別途積立金を取り崩すことができるとされている。

#### 2.4.8 年金経理から業務経理への繰入れ

年金経理に属する資産は、本来、給付に要する費用にのみ充てるべきものであり、これを業務経理に繰り入れ、給付に要する費用以外の費用として費消することは慎重に取り扱うべきである。

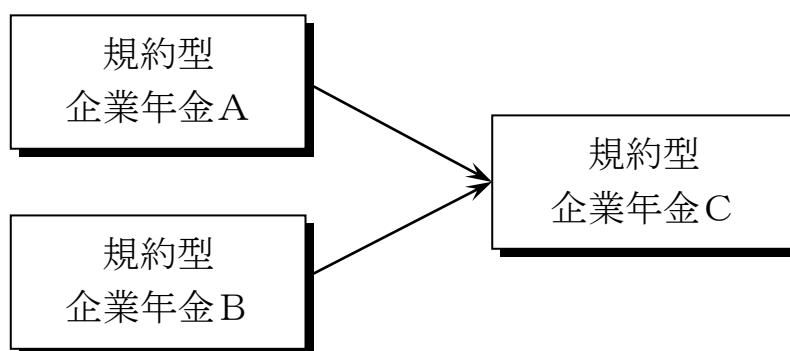
企業年金基金は、年金経理から業務経理への繰入れを行わなければ基金の事業の実施に支障をきたす場合、その他やむを得ない場合に限り繰入れを行うことができる。また、前事業年度の末日における積立金の額が責任準備金の額または最低積立基準額のいずれか大きい額を上回る場合に限り、業務経理への繰入れを行える額は積立金の額が責任準備金の額または最低積立基準額のいずれか大きい額を上回る額に相当する額が限度である。

なお、年金経理から業務経理への繰入れは基金型の確定給付企業年金制度のみに適用され、繰入れにおける積立金の額の評価方法は、責任準備金の額との比較においては数理上資産額、最低積立基準額との比較においては純資産額で行なうこととなっている。

## 2.5 確定給付企業年金間の移行等

### 2.5.1 規約型企業年金の統合および企業年金基金の合併

規約型企業年金を実施する事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、その規約型企業年金を他の規約型企業年金と統合することができる。承認申請にあたっては、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意が必要とされる。なお、実施事業所が複数ある場合には、各事業所において同意が必要。

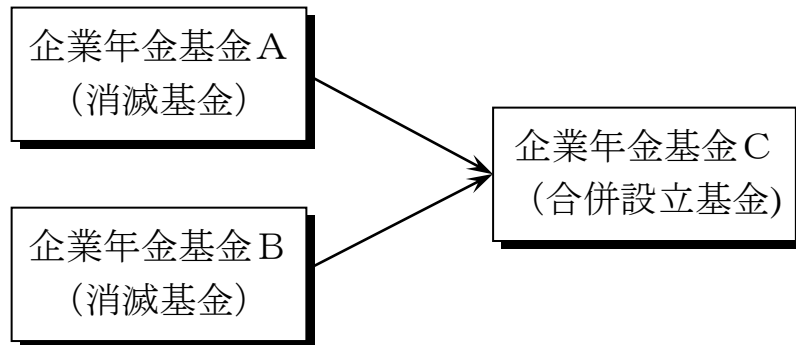


一方、企業年金基金の合併も可能であり、その取扱いは厚生年金基金の合併と同様である。それぞれの基金の代議員会において代議員の定数の4分の3以上の多数の議決を得た上で厚生労働大臣の認可を受けなければならない。また、合併によって基金を新規設立することも、1つの基金を存続基金とすることも可能である。(存続基金以外の基金はすべて消滅)

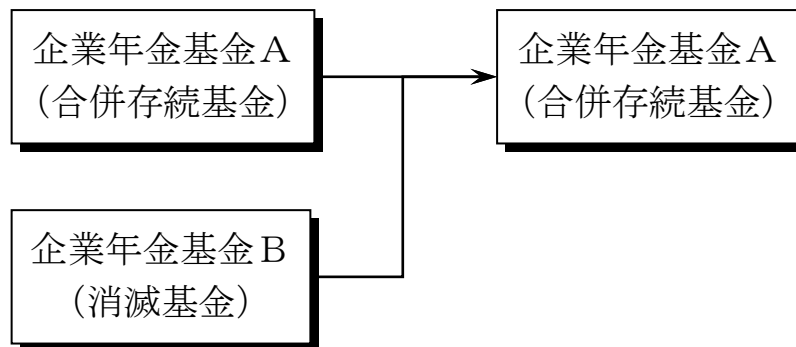
統合・合併後の制度は、従前の給付に関する権利義務を引き継ぐことになる。企業年金基金については給付関連以外についても、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。



ケース 1

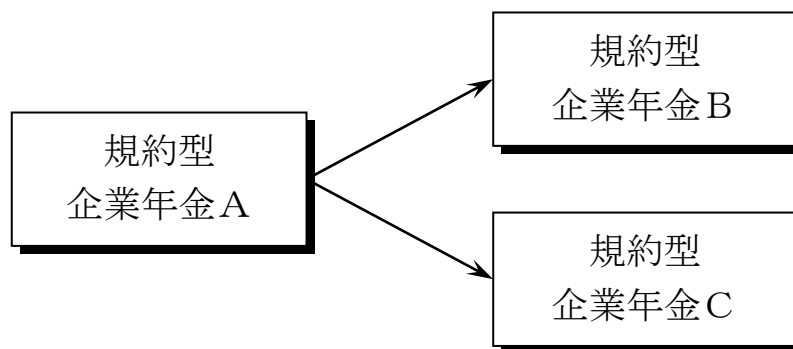


ケース 2



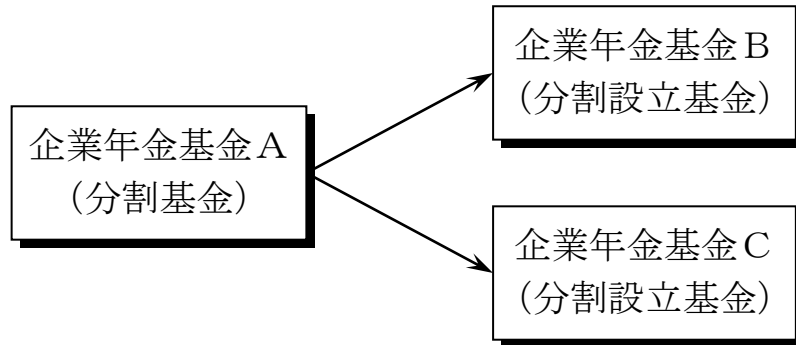
## 2.5.2 規約型企業年金および企業年金基金の分割

規約型企業年金の分割も、労使合意を前提に厚生労働大臣の承認を受けて実施することができる。労使合意の要件は統合と同様であり、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意が必要とされる。

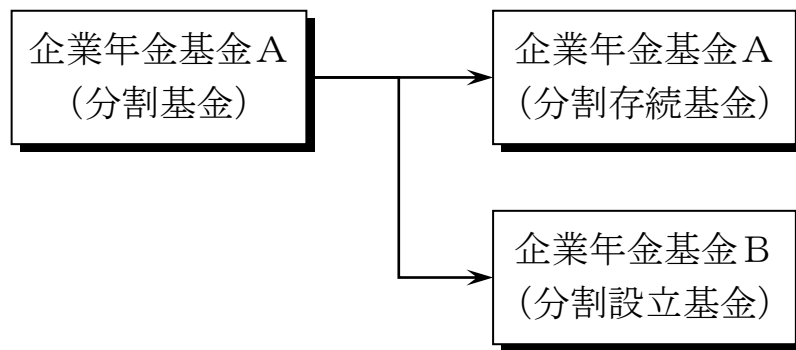


企業年金基金も厚生年金基金と同様に、代議員会において代議員の定数の4分の3以上の多数の議決を得て、厚生労働大臣の認可を受けることによって分割が可能である。分割によって従前の基金を存続させた上で基金を新設することも、従前の基金を消滅させて複数の新しい基金を設立することもできる。

ケース 1



ケース 2



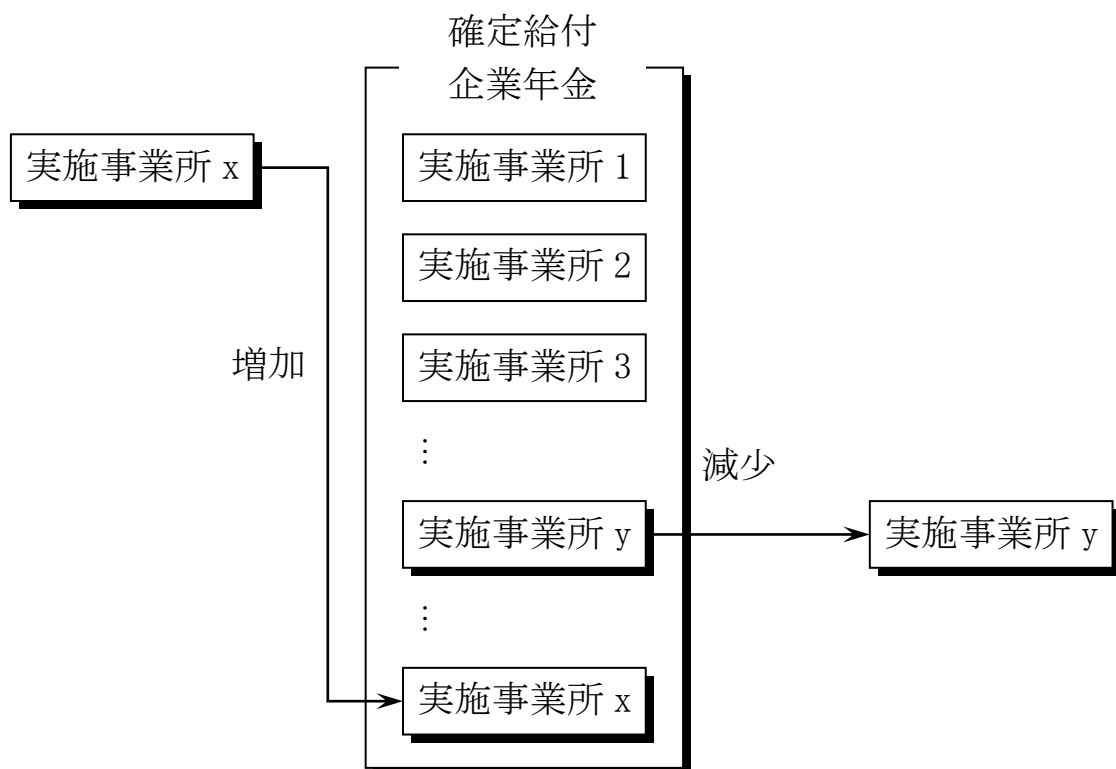
権利義務の引き継ぎも統合(規約型企業年金)・合併(企業年金基金)と同様である。

### 2.5.3 実施事業所の増減

事業主等が実施事業所を増加または減少させるには、以下の同意を得ていなければならない。

- ① 増加または減少の対象となる厚生年金適用事業所の事業主の同意
- ② 増加または減少の対象となる厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意

増加または減少させる実施事業所が複数ある場合は各事業所毎に上記の手続きが必要となる。



また実施事業所が減少する場合（実施事業所の事業主が分割または事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部または一

部を承継させる場合、規約に定めるところにより実施事業所に使用される加入者数が減少する場合を含む)、減少に伴い他の事業所の掛金が増加することとなるときは、厚生年金基金と同様に減少することになる事業所(以下「減少実施事業所」という。)の事業主は以下の計算方法のうち規約で定めるものにより算定した掛金を一括拠出しなければならない。

- ① 減少実施事業所が減少しないとしたならばその事業所の事業主が拠出することになる特別掛金の予想額の現価とする方法
- ② 減少実施事業所が減少する日における積立金の額が、同日における最低積立基準額を下回ることが見込まれる場合、その下回る額の見込額のうち減少実施事業所に係る分として規約に定めるところにより合理的に計算した額とする方法
- ③ ①②のうちいずれか大きい額とする方法

なお、企業年金基金の実施事業所が減少する場合、減少後の加入者数が300人以上であるか、300人以上となることが見込まれなければならない。

## 2.5.4 権利義務の移転承継

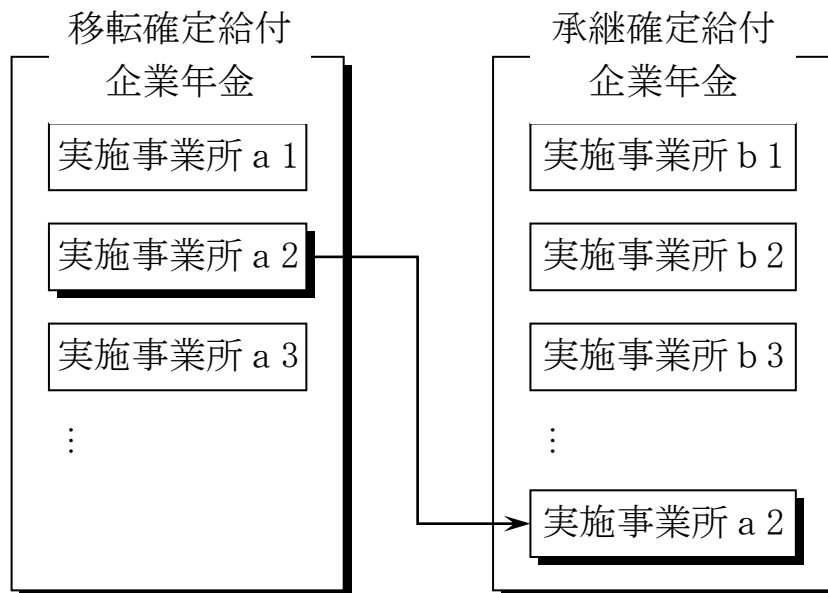
確定給付企業年金の実施事業所(全部または一部)が元の制度を脱退して他の制度に加入する場合に、一定の条件のもとで制度間において権利義務を移転することができる。事業所の全部に関して移転が行われるのは企業合併や(全部)事業譲渡などのケースが考えられ、一部移転は一部事業譲渡や転籍等の際に行われることが想定される。

権利義務の移転を行うには、次の同意が必要とされている。(①は移転側と承継側の両方において必要。)

- ① 規約型企業年金の場合、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意。(基金型企業年金の場合、代議員の定数の4分の3以上の多数の議決。)
- ② 当該権利義務が移転される加入者(以下「移転加入者」という。)が使用される実施事業所の事業主の全部の同意。  
(あらかじめ規約に定めた一部加入者に係る給付の支給に関する権利義務移転承継については、③以下の同意は不要。)
- ③ 移転加入者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは移転加入者の過半数を代表する者の同意。
- ④ 移転確定給付企業年金が基金型企業年金の場合、移転加入者以外の加入者が使用される移転確定給付企業年金の実施事業所に係る代議員(移転確定給付企業年金の実施事業所の一部が承継確定給付企業年金の実施事業所となっているとき、または実施事業所となるときは、移転加入者となる代議員を除く)の4分の3以上の同意。
- ⑤ 移転確定給付企業年金が規約型企業年金の場合、移転確定給付企業年金

の実施事業所の一部が承継確定給付企業年金の実施事業所となっており、または実施事業所となる場合は、移転加入者以外の加入者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは移転加入者以外の加入者の過半数を代表する者の同意。

- ⑥ 移転確定給付企業年金の加入者であった者またはその遺族に係る給付の支給に関する権利義務の移転を行う場合は、移転確定給付企業年金の加入者であった者またはその遺族の同意。



また、事業所単位の権利義務の移転承継の場合も、実施事業所の減少に伴い他の事業所の掛金が増加する場合の減少実施事業所の事業主の一括拠出の対象となるとされている。

## 2.5.5 規約型企業年金と企業年金基金間の移行

規約型、基金型の間での運営方式変更は、給付の支給に関する権利義務の移転・承継と移転側制度の終了の組合わせとしてその取扱いが規定されている。また、承継側制度は既設の制度、新設する制度のいずれも可である。

### (1) 規約型企業年金から基金型企業年金への移行

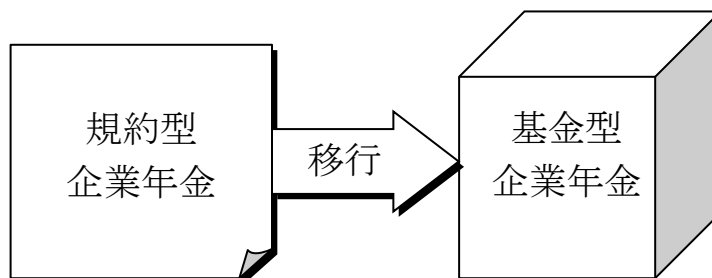
規約型から基金型への運営方式の変更を行う場合には、以下の同意を得た上で厚生労働大臣の承認(移転側)・認可(承継側)を受ける必要がある。

#### ① 規約型企業年金(移転)側

規約型企業年金の実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意。

#### ② 基金型企業年金(承継)側

企業年金基金の代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数の議決。(新たに企業年金基金を設立する場合には、企業年金基金を設立しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意。)





## (2) 基金型企業年金から規約型企業年金への移行

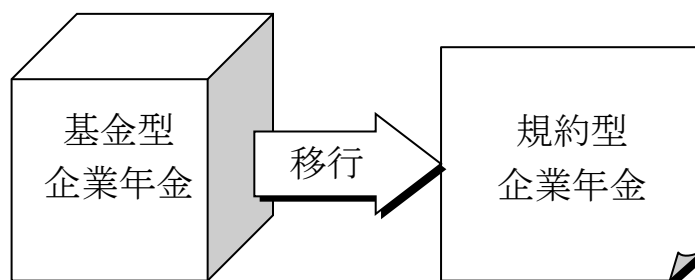
基金型から規約型への移行を行う場合も同様の取扱いであり、以下の同意を得て厚生労働大臣の認可(移転側)・承認(承継側)を受ける必要がある。

### ① 基金型企業年金(移転)側

企業年金基金の代議員会における代議員の定数の4分の3以上の多数の議決。

### ② 規約型企業年金(承継)側

規約型企業年金の実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときはこの労働組合、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意。



いずれの場合も承継に関する承認・認可を受けた時点で移転側制度は終了・解散したものとみなされる。また積立金は事業主を経由せずに、規約型企業年金の資産管理運用機関と企業年金基金の間で移換される。

## 2.6 確定給付企業年金の終了

### 2.6.1 規約型企業年金の終了

規約型企業年金の終了には、以下のケースがある。

- ① 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織される労働組合があるときはこの労働組合の同意、このような労働組合がないときは厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て終了の申請を行い、厚生労働大臣の承認があったとき。
- ② 法人の消滅等により、規約の承認の効力が失われたとき。
- ③ 厚生労働大臣が規約の承認を取り消したとき。

なお、①については厚生労働大臣の承認、②については厚生労働大臣への届出が必要とされている（確定給付企業年金法第 83、86 条）。

①の理由で終了しようとする場合、終了の理由を記載した申請書に上記の同意を得たことを証する書類等を添付して厚生労働大臣に提出する。実施事業所が 2 以上であるときは、上記同意は各実施事業所について得なければならない。

②の場合は、その事由(法人消滅等)が発生してから 30 日以内にその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

②の法人等の消滅には次の場合が該当する。

- ・ 事業主が死亡したとき
- ・ 法人が合併により消滅したとき
- ・ 法人が破産により解散したとき
- ・ 法人が合併および破産以外の理由により解散したとき
- ・ 厚生年金適用事業所の事業主でなくなったとき

## 2.6.2 企業年金基金の解散

企業年金基金の解散は、

- ① 代議員の定数の4分の3以上の多数の議決
- ② 基金の事業の継続不能
- ③ 厚生労働大臣による解散命令

があり、①②については、厚生労働大臣の認可が必要とされている（確定給付企業年金法第85条）。①②の理由で解散しようとする場合、解散の理由を記載した申請書に所定の書類を添付して厚生労働大臣に提出する必要がある。

### 2.6.2.1 掛金の一括拠出と残余財産の分配

制度終了時に積立金の額が最低積立基準額を下回るときは、事業主はその下回る額を掛金として一括して拠出しなければならない。

また、残余財産は終了制度の加入者等に全額分配され、事業主に返還されることはない（全ての受給者等に対して支給を完了し、かつ、加入者が存在しない上に新規加入も生じない場合には事業主への返還を規約に定めることも可）。各人への分配方法は以下の基準によるが、具体的な分配方法を予め規約に定めておかなければならない。

- ① 残余財産の額が終了日の最低積立基準額を上回る場合は、次に掲げる額の合計
  - (ア) 確定給付企業年金の終了制度加入者等に係る制度終了日の最低積立基準額
  - (イ) 残余財産の額から終了日の最低積立基準額を控除した額を分配した額（この分配は加入者等に係る責任準備金の額または最低積立基準額等を考慮して公平かつ合理的に行われるものであること）
- ② ①以外の場合には、次のいずれかの方法
  - (ア) 確定給付企業年金の終了制度加入者等に係る終了日の最低積立基準

額に応じて按分して得た額を分配する方法

- (イ) 終了日における受給権者等に対し、受給権者等に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等に係る終了日の最低積立基準額が残余財産の額を上回っている場合には、その残余財産の額を受給権者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分した額）を分配し、その残余がある場合にはその残余を終了日における加入者等（受給権者等を除く）に、その加入者等に係る終了日の最低積立基準額に応じて按分して得た額を分配する方法。
- (ウ) 終了制度加入者等のうち掛金の一部を負担した者（「掛金負担者」という。）に対し、当該掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額のうち当該負担に基づき算定される部分（「掛金負担相当額」という。）を分配し、その残余がある場合には当該終了制度加入者等に当該残余の額を最低積立基準額（掛金負担相当額を除く）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、掛金負担相当額の合計額が残余財産の額を上回っている場合には掛金負担者に対して残余额を掛金負担相当額に応じて按分した額を分配する。
- (エ) 受給権者等および掛金負担者に対し、当該受給権者等および掛金負担者に係る終了日の最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者においては掛金負担相当額）を分配し、その残余がある場合には当該終了制度加入者等（受給権者等を除く）に当該残余の額を最低積立基準額（掛金負担相当額を除く）に応じて按分して得た額を分配する方法。ただし、受給権者等および掛金負担者に係る最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者においては掛金負担相当額）の合計額が残余財産の額を上回っている場合には当該受給権者等および掛金負担者に対して残余额を最低積立基準額（受給権者等でない掛金負担者においては掛金負担相当額）に応じて按分した額を分配

する。

## 2.7 他制度から確定給付企業年金への移行

### 2.7.1 厚生年金基金から確定給付企業年金への移行

厚生年金基金が負っている支給義務のうち、代行給付を除くすべての給付に係る義務を確定給付企業年金(規約型または基金型)に移転することができる。このとき、確定給付企業年金が引き継ぐことができない代行給付の支給義務は国に移転することになり、代行部分に係る資産は国に移換する。このことから厚生年金基金から確定給付企業年金への移行は「代行返上」と称されている。

#### 2.7.1.1 代行部分の国への資産移換

厚生年金基金が解散するときには、代行部分と上乗せ部分の資産は企業年金連合会(以下「連合会」という。)に移換される(上乗せ部分については加入者や受給者の希望による。また、平成26年4月以降に解散した厚生年金基金の解散基金加入員については、連合会への移換対象が上乗せ部分に限定され、代行部分は国へ引き継がれる。)。一方、代行返上の場合には上乗せ部分が引き続き移行先の企業年金から支給されるため、代行部分の資産を連合会には移換せず、国に直接引き継ぐ形になっている。

代行部分に係る資産として国へ移換する額は最低責任準備金である。また、通常は資産を現金化して国へ移換するが、一定の条件の下で国債や株式といった現物で移換することも可能である。代行返上が一時期に多数実施される場合には、多くの現金化により市場に混乱が生じるおそれがあるために設けられた措置である。

#### 2.7.1.2 規約型企业年金への移行

代行返上により支給義務を引き継ぐ確定給付企業年金の種類(規約型・基金

型)によって、手続きが一部異なる。

規約型の場合、厚生年金基金から引き継ぐ権利義務は代行部分以外の給付、掛金徴収および財産である。代行部分に係る権利義務については厚生年金基金から直接国へ引き継ぐことになり、厚生年金基金における代行部分の未支給給付の支給、未収掛金の徴収は厚生年金基金で行った上で代行部分の財産を国へ移換する。

また、代行返上にあたっては、権利義務の移転に関する厚生年金基金の代議員の定数の4分の3（平成26年4月1日以降は3分の2）以上の多数の議決、権利義務の承継に関して規約型企业年金の事業主における労使合意（過半数で組織される労働組合または被保険者の過半数を代表する者の同意）が必要とされ、移転・承継それぞれについて厚生労働大臣の認可・承認が必要とされる。権利義務の承継の承認時点で厚生年金基金の解散認可があったものと見なされる。

### 2.7.1.3 企業年金基金への移行

厚生年金基金から企業年金基金への代行返上の場合、未発生の代行部分に係る掛金徴収、給付以外は企業年金基金へ引き継がれる。厚生年金基金におけるすべての未支給給付の支給、未収掛金の徴収を企業年金基金で行った上で、代行部分の財産を国へ移換する。

また、厚生年金基金において代議員の定数の4分の3（平成26年4月1日以降は3分の2）以上の多数の議決により、厚生労働大臣の認可を受けて企業年金基金になることができる。

### 2.7.1.4 将来期間に係る代行の停止

解散または代行返上しようとする厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、将来期間分について代行を停止することができる。この場合でも上乘せ給付は継続する。また将来期間の代行停止以降の中途脱退者については、

本人の希望に基づき、上乗せ部分のみ企業年金連合会に移換することができる。

## 2.7.2 確定拠出年金または独立行政法人勤労者退職金共済機構（中退共）から確定給付企業年金への移行

### 2.7.2.1 確定拠出年金又は中退共からの移行

確定給付企業年金では規約に定めることにより、確定拠出年金の個人別管理資産および中退共からの解約手当金に相当する額等の移換を受けることができる。

確定拠出年金からの移換は、加入者の資格を取得した場合で、確定拠出年金の資格喪失日の属する月の翌月から6か月後を経過する日までに移換を申し出た場合、中退共からの移換は、中退共を実施する事業所が中小企業でなくなった場合で、解除された被共済者を加入者とする確定給付企業年金を実施する場合や、合併、会社分割等をした場合に可能。

なお、合併等による場合、中退共からの資産移換は、合併等をした日より前に実施していた企業年金に限られる（合併等をした日以後に実施された企業年金には中退共の資産移換はできない。）。

### 2.7.2.2 確定拠出年金又は中退共からの資産の移換の基準

確定拠出年金又は中退共から移換又は引き渡しを受けた額の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、加入者期間に算入することとされている。

ただし、一部を算入する場合は、

- ① 規約に照らして当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となる期間を算定すること。ただし、算定された期間が移換又は引き渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を超える場合にあっては、当該算定の基礎となっ



た期間とすること。

- ② 当該移換又は引渡しを受けた額の算定の基礎となった期間を算入しないこととする場合にあっては、確定給付企業年金の加入者であった期間が一年未満である者に限り、その旨を規約で定めること。
- ③ その他当該加入者について不当に差別的なものでなく合理的な計算方法であると認められること。

とされている。

なお、中退共から、解約手当金相当額の引渡し又は移換を受ける場合には、資産移換後の通常予測給付現価から、解約手当金相当額を受換する前の通常予測給付現価を控除した額が、解約手当金相当額の合計額を下回らないものであることとされている。

### 2.7.2.3 脱退一時金相当額等の移換に係る者に支給する給付

脱退一時金相当額等（脱退一時金相当額、個人別管理資産、中退共の解約手当金に相当する額又は積立金）の移換を受けた者に事業主等が支給する一時金の額は、規約に定める方法により計算した額又は当該移換を受けた脱退一時金相当額等の額のいずれか高い額とされている。

また、脱退一時金を受けるための要件を満たさない場合にあっては、脱退一時金相当額等の額を支給しなければならないとされている。

### 2.7.3 連合会からDBへの移換

企業年金連合会が老齢給付金の支給を負っている者が、確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日までに、加入したDBへ申出を行うことで、移換することができる。ただし、加入した規約において連合会からの積立金の移換ができる旨定められている場合に限る。

## 2.8 業務の委託

確定給付企業年金制度を運営していくための業務には、「年金給付または一時金給付の財源となる積立金の運用業務」、「（基金型のみ）特別法人としての法人運営のための業務」、「掛金の徴収、給付の支払等、事業運営のための業務」、「年金数理計算等財政運営のための業務」等がある。

規約型企業年金においては、年金または一時金給付の財源となる積立金の運用は信託会社、生命保険会社または農業協同組合連合会に委託することとされている。また信託契約に係る信託財産の運用については、金融商品取引業者（投資助言・代理業または投資運用業を行う者に限る）と投資一任契約を締結することができる。基金型企業年金ではこれらの取扱いに加えて、自家運用も可能である。

この他に、確定給付企業年金法第93条では「事業主等は、政令で定めるところにより、給付の支給および掛金の額の計算に関する業務その他の業務を、信託会社、信託業務を営む金融機関、生命保険会社、農業協同組合連合会、連合会その他の法人に委託することができる」としている。業務の委託にあたっては、確定給付企業年金の事業の実施に支障を及ぼすことがないように、委託先の財務内容等の経営状況を勘案することが事業主等に求められている。

また、信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会および連合会以外の法人に業務を委託する場合は、次の要件に該当するものとして厚生労働大臣が指定した法人としなければならない。

- ① 年金数理に関する受託業務を年金数理人が実施するものであること。
  - ② 受託業務を適正かつ確実に行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
  - ③ 受託業務を長期にわたり確実に行うに足りる経理的基礎を有すること。
- 以下のような業務は事業主等にとって実施困難であるのが一般的であり、

実際には多くの事業主等が受託機関に業務を委託するものと考えられる。

#### ア. 年金数理の計算に関する事務

年金制度は長期の保険制度であり、年金給付または一時金給付を賄うための掛金は将来を予測して事前に積み立てることを原則としている。このような掛金の計算においては、年金数理などの専門知識と大量のデータ処理を伴う数理計算システムが必要とされるため、個別の事業主あるいは企業年金基金で処理することは難しい。

年金数理の計算に関する主な業務としては、新規制度発足(基金設立)時、財政再計算時、年金制度変更時等の掛金率の計算およびその分析、毎事業年度決算時の財政検証業務等がある。

#### イ. 数理資料の管理事務

年金数理の計算を正確に行うためには、数理資料の管理が適正に行わなければならない。このような加入者、受給者にかかる数理資料(加入者の資格取得・喪失、給与の改定、給付の裁定・改定、支給開始・停止、失権等)の管理は、年金数理の計算と附随するものである。数理資料の管理事務を委託した場合、事業主あるいは企業年金基金は諸資料を受託機関に提出するだけで済むことになる。

#### ウ. 年金給付および一時金給付の送金事務

年金または一時金受給者に対する送金事務は、資産運用に関連する業務として、事務の確実かつ迅速な業務執行をはかるため受託機関に委託することができるものとされている。

この場合、事業主等は裁定、支給開始、支給停止、改定、失権等の指図をするだけで、その後の事務はすべて受託機関において行われる。なお、年金給付等の支払いにあたって発生する所得税の源泉徴収事務も法律上の源泉徴収義務者である基金の事務代行という形で受託機関が行うことになる。

## 2.9 福祉事業

### 2.9.1 福祉事業の目的および財源

確定給付企業年金法第94条では、「基金は、(中略)加入者等の福祉を増進するため、規約で定めるところにより、加入者等の福利および厚生に関する事業を行うことができる。」と企業年金基金の福祉事業の実施について規定している。規約型企業年金についてはこの規定が適用されず、福祉事業は実施できない。

また、確定給付企業年金の事業運営基準でも福祉事業の目的について、「基金の行う福祉事業は、加入者および加入者であった者に対し、基金の給付を補完するという性格を有しているものであるが、福祉施設を実施する場合は、年金財政の健全性に留意しつつ給付と一体となって、これらの者の福祉の増進を図ることを目的として行われるものであること」としている。

福祉事業を行うにあたり必要な費用については、掛金、寄附金、年金経理からの繰入金、業務経理業務会計からの繰入金、事業収益金並びにその他の収入金をもってあてるとされている。

年金経理からの繰入金の取扱いは、確定給付企業年金法施行規則第111条において記載されており、「繰入れを行わなければ、基金の事業の実施に支障を来す場合その他やむを得ない場合に限り行なうものとする」と限定的に規定している。

本来、年金経理に属する資産は、年金たる給付および一時金たる給付に要する費用にのみ充てるべきものであり、従って年金給付等に要する費用以外の費用として消費することは慎重に取り扱うべきものである。

## 2.9.2 福祉事業の内容

企業年金基金は、自ら福祉事業を行ったり、あるいはその費用を補助することを福祉事業として行うことができるものとされているが、実施するにあたっては、「企業年金基金、企業年金基金の事業主および加入者に関し、その実情および福祉事業の必要性等の実態を総合的に勘案し、最も有効かつ適切な福祉事業を選択して行うこと」とされている。

企業年金基金の福祉事業を例示すれば次の通りである。

- (1) 保養、健康の保持増進のための事業
  - ・ 会館、保養所、体育施設、山の家、海の家等の施設運営
  - ・ 各種スポーツ、レクリエーション等の実施
- (2) 教養、文化活動の向上に資するための事業
  - ・ 年金、老後の生活資金等に関する知識の普及啓蒙
  - ・ 教養、趣味、社会活動の助長
- (3) 勤労施設の整備
  - ・ 農園、果樹園等の整備開放
- (4) 冠婚葬祭等における慶弔金、災害見舞金等の支給

### 2.9.3 実施の基準

基金が福祉事業を実施する際の基準については、確定給付企業年金の事業運営基準（平成14年3月29日 年企発第0329003号・年運発第0329002号 別紙2）に、以下の通り記載されている。

- (1) 福祉施設の実施にあたっては、適正かつ効果的な運営を図ること。
- (2) 福祉事業は、加入者または加入者であった者に対し公平に利用に供されるものであること。
- (3) 事業主が行う厚生施設または健康保険組合が行う保健福祉施設との調整を十分考慮し、実効ある福祉事業の実施が図られるよう配慮すること。
- (4) 本来、事業主が行うこととされている事業の肩替わりとみなされるものは実施しないこと。
- (5) 加入者または加入者であった者以外の者に対し利用に供する場合には、加入者または加入者であった者の利用に支障をきたさないように十分配慮すること。
- (6) 不動産の取得を伴う事業については、給付の充実度並びに財政状況を十分勘案し、実施計画を定め、予め管轄地方厚生局長へ協議すること。
- (7) 保養、健康の保持増進のための施設および勤労施設の整備を行なう場合にあっては、環境の適否および地形上、構造上の安全性並びに防火等安全を確保するための設備を整備するとともに、利用方法、利用者の範囲、利用時間、利用心得、利用料金、定員、管理人、損害賠償等に関し必要な事項を定めること。
- (8) 福祉施設の実施および運営は、直営を原則とすること。  
ただし、より効果的な実施および運営が期待されるなど特に必要がある場合にあっては、実施および運営を委託しても差し支えないものであること。
- (9) 福祉事業の実施および運営を委託する場合には、受託者の受託能

力が不十分であるもの、設備資金として融資を行う必要があるもの等に対しては委託しないこと。

(10) 不動産の取得を伴う事業については、その事業の設置目的の達成のためにより効果的であると判断される場合は、2以上の基金による共同設置または健康保険組合等との共同設置ができるものであること。

(11) 2以上の基金が共同で行う場合または健康保険組合等と共同で行う場合は次の点に留意して実施すること。

(ア) 費用の分担は公平に行うこと。

(イ) 共同で実施した事業の内容および費用の分担等の関係書類を整理保管し、その実績を明確にしておくこと。

(12) 福祉事業を実施するにあたっては、健康保険組合等と十分な連携のもとに実施すること。